

津市公告第41号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年3月16日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成22年3月10日

2 抑留期間 平成22年3月17日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 戸木町	柴犬	茶	メス	中	91日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第42号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により次のとおり公告します。

なお、関係図面は、平成22年3月17日から2週間、津市下水道部下水道政策課において一般の縦覧に供します。

平成22年3月17日

津市長 松田直久

1 供用及び処理を開始する年月日

平成22年3月31日

2 下水を排除及び処理する区域

（1）流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

雲出伊倉津町の一部、高茶屋小森町の一部、高茶屋1丁目の一部、城山2丁目、藤方の一部、八幡町の一部、垂水の一部、半田の一部、船頭町の一部、下弁財町の一部、美川町の一部、大園町の一部、博多町の一部、神納町の一部、久居北口町の一部、久居新町の一部

（2）流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町井関の一部、白山町二本木の一部

（3）津市単独公共下水道（中央処理区）

末広町の一部、中河原の一部、海岸町の一部

（4）津市単独公共下水道（棕本処理区）

芸濃町棕本の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別 分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

（1）流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町52番地5

雲出川左岸浄化センター

（2）流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町3922

松阪浄化センター

(3) 津市単独公共下水道（中央処理区）

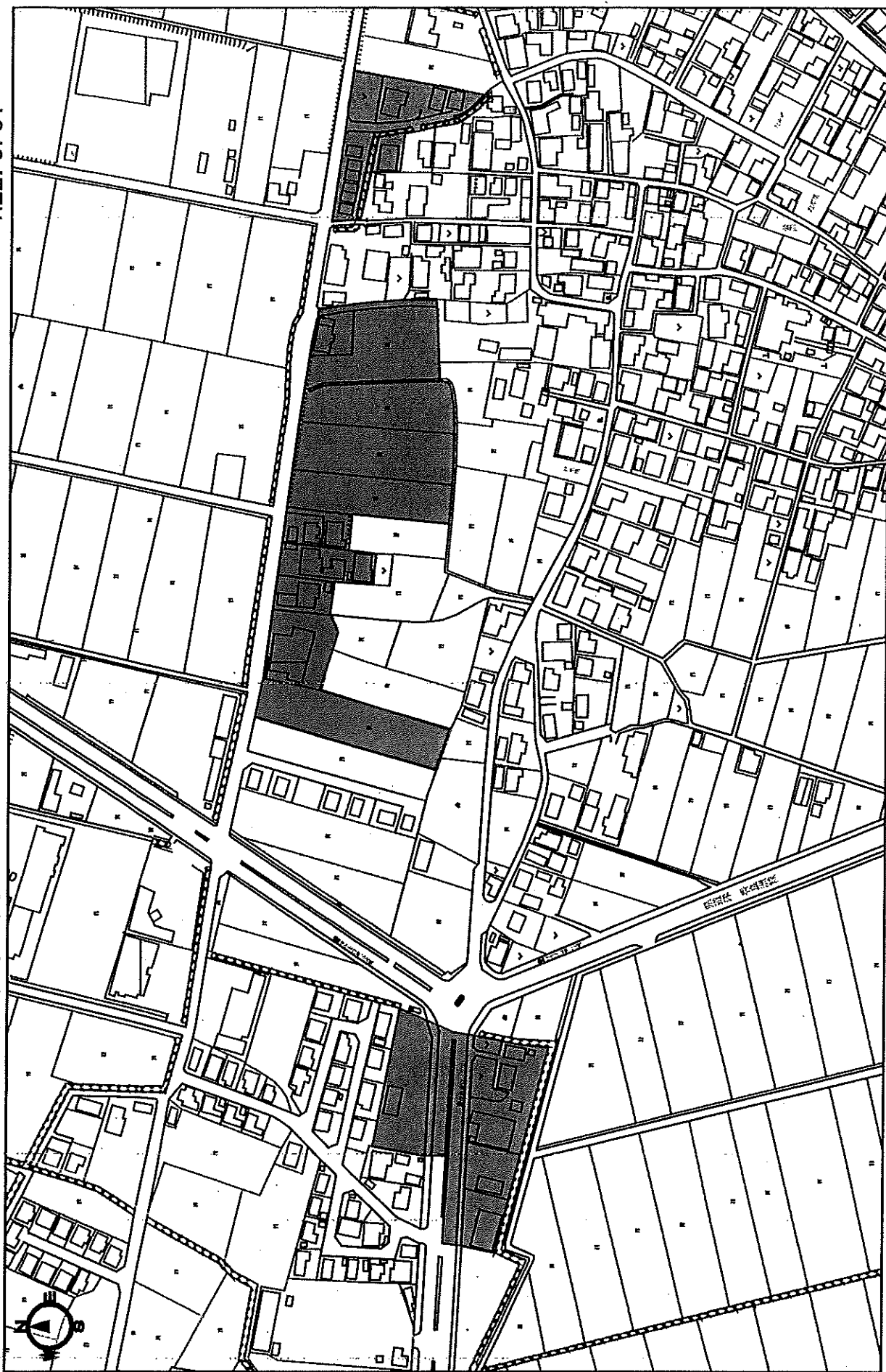
津市高洲町34番1号

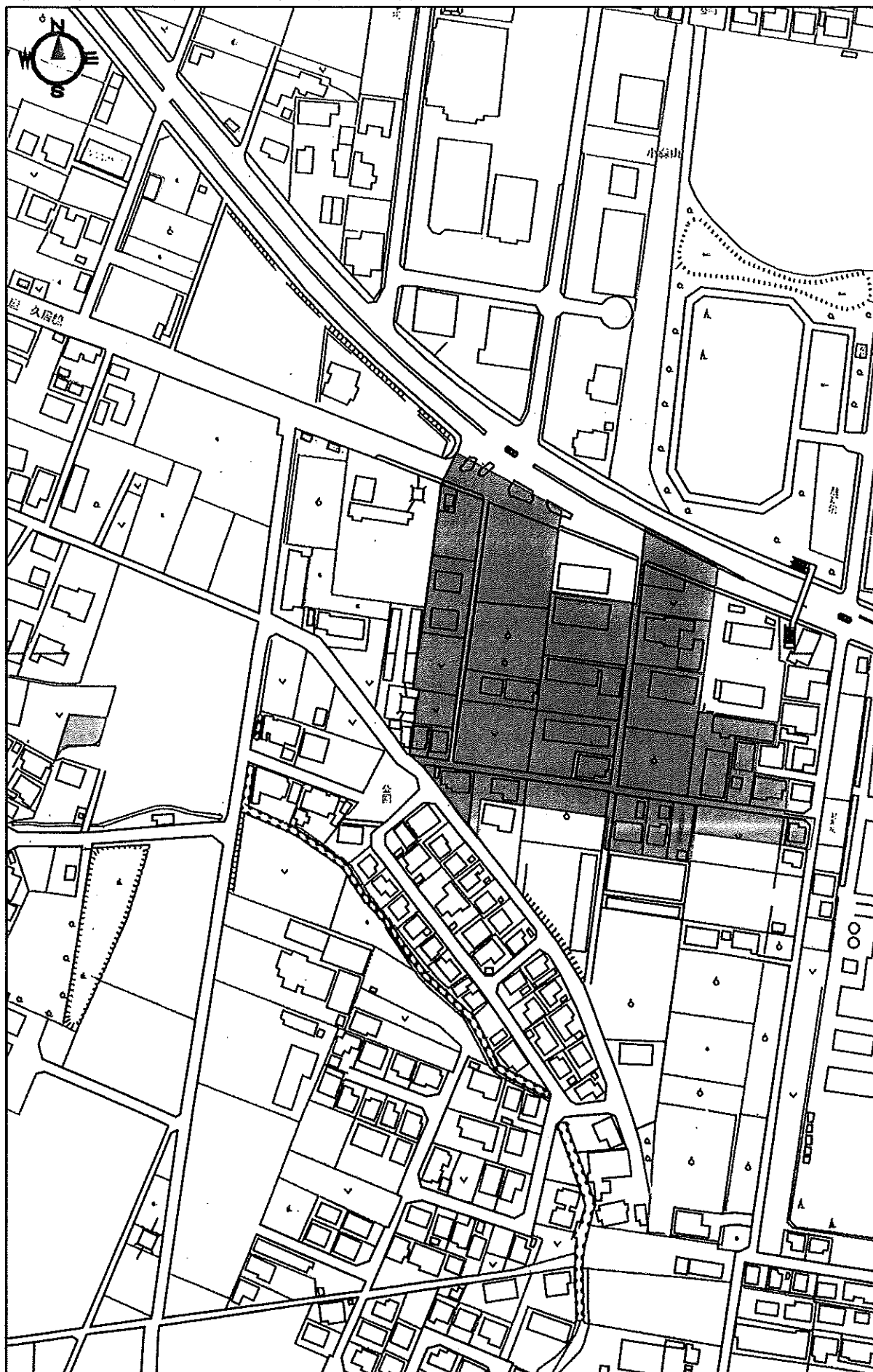
津市中央浄化センター

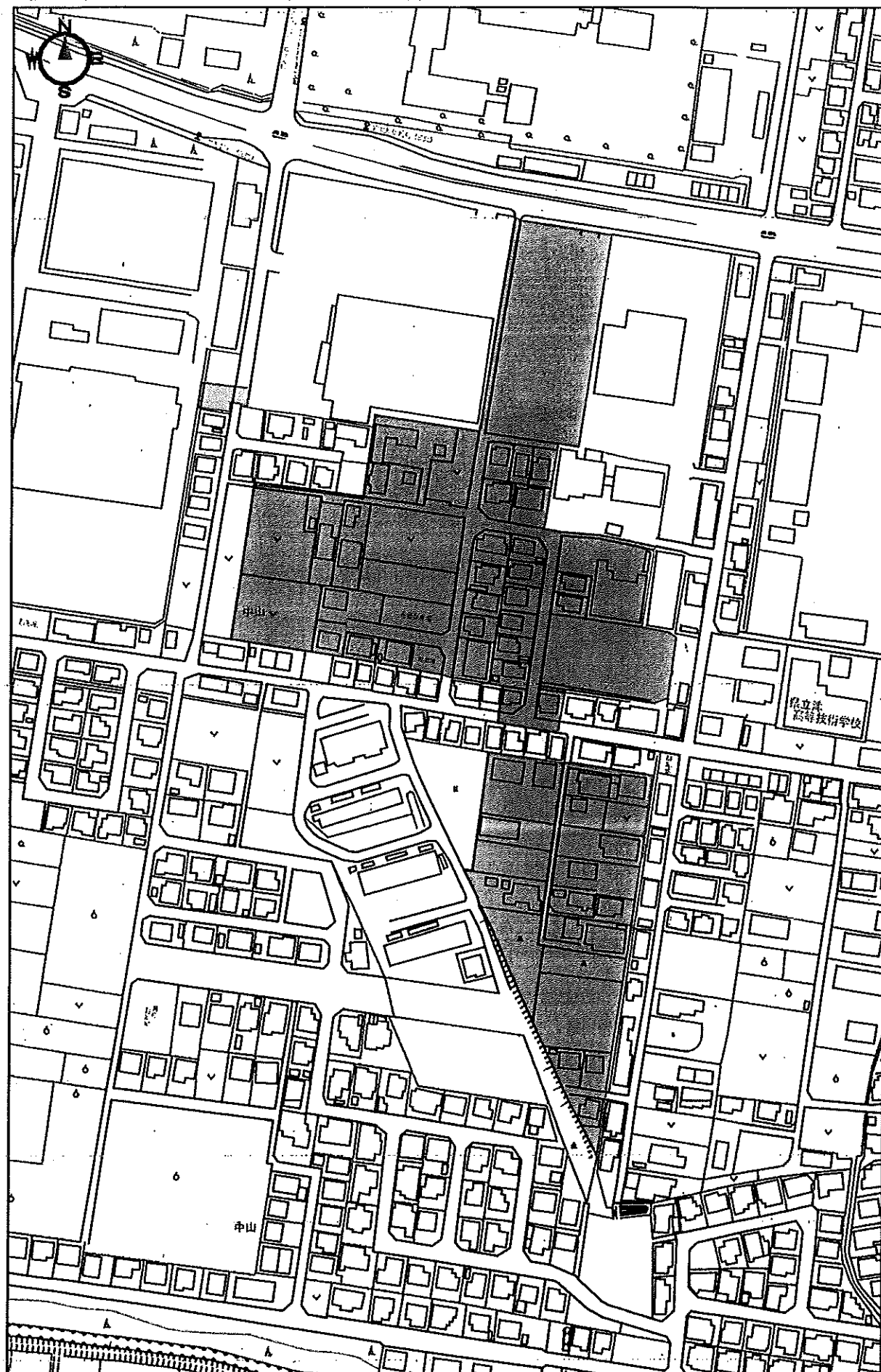
(4) 津市単独公共下水道（棕本処理区）

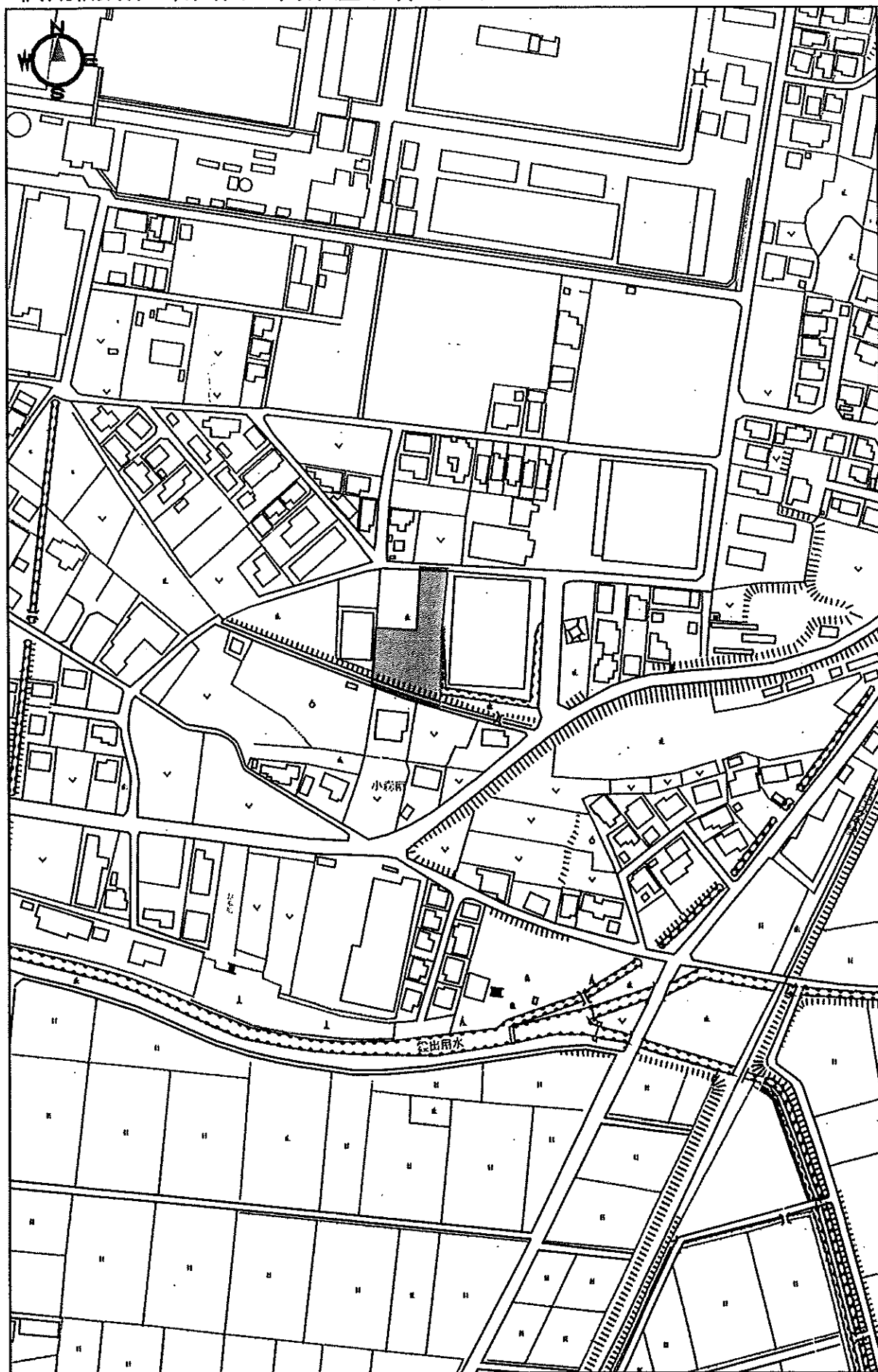
津市芸濃町棕本2576

津市棕本浄化センター

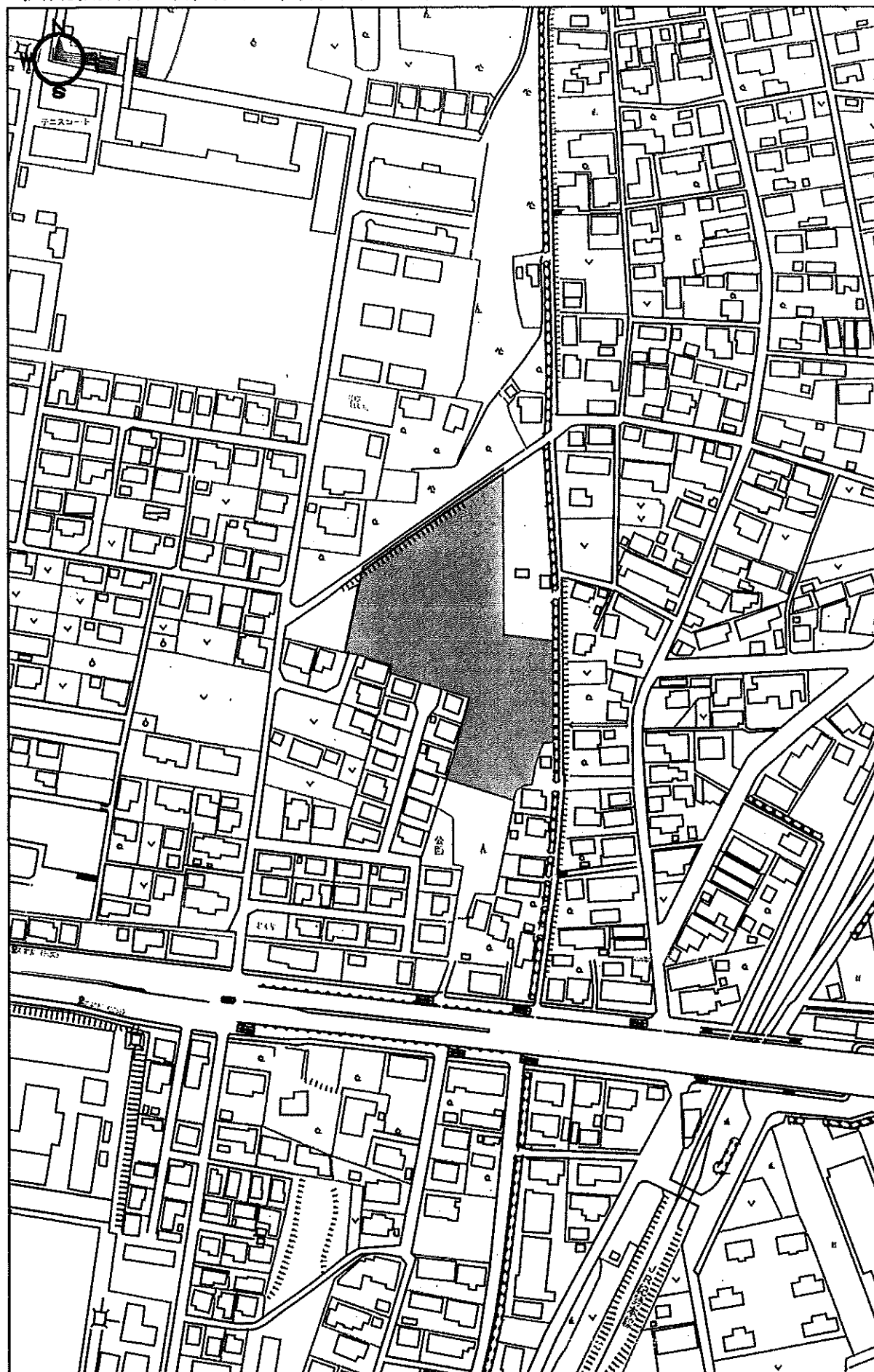




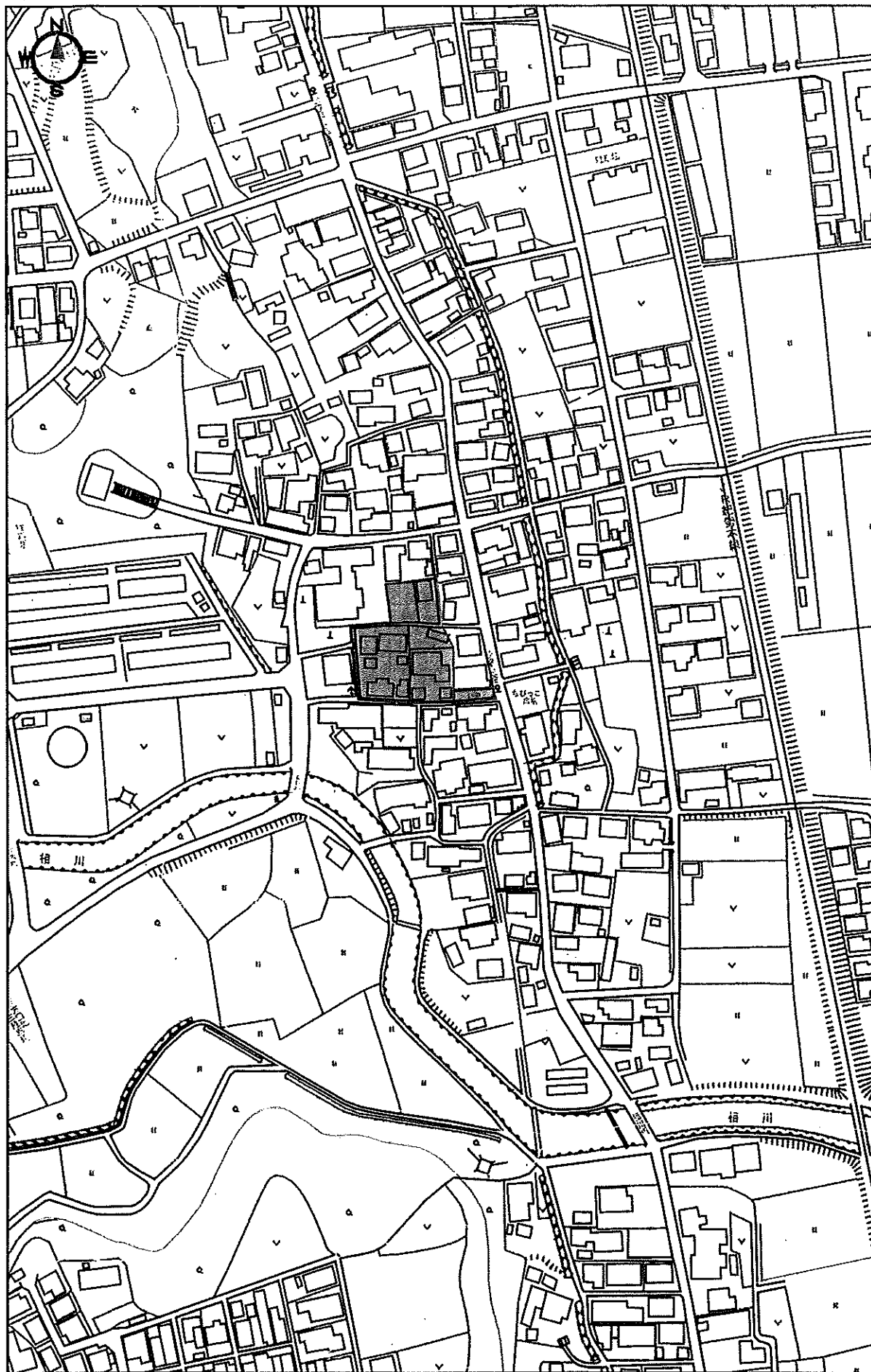


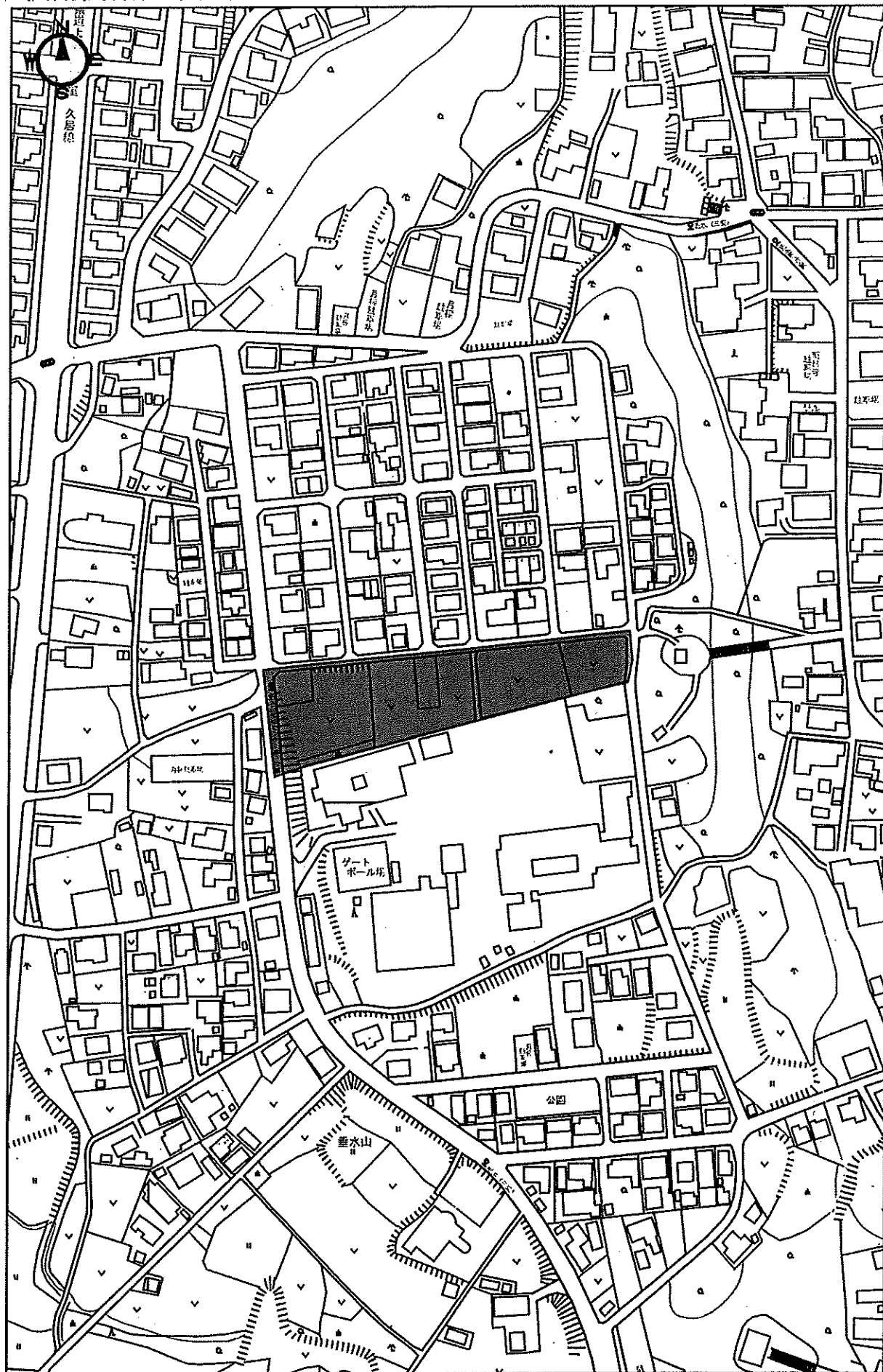


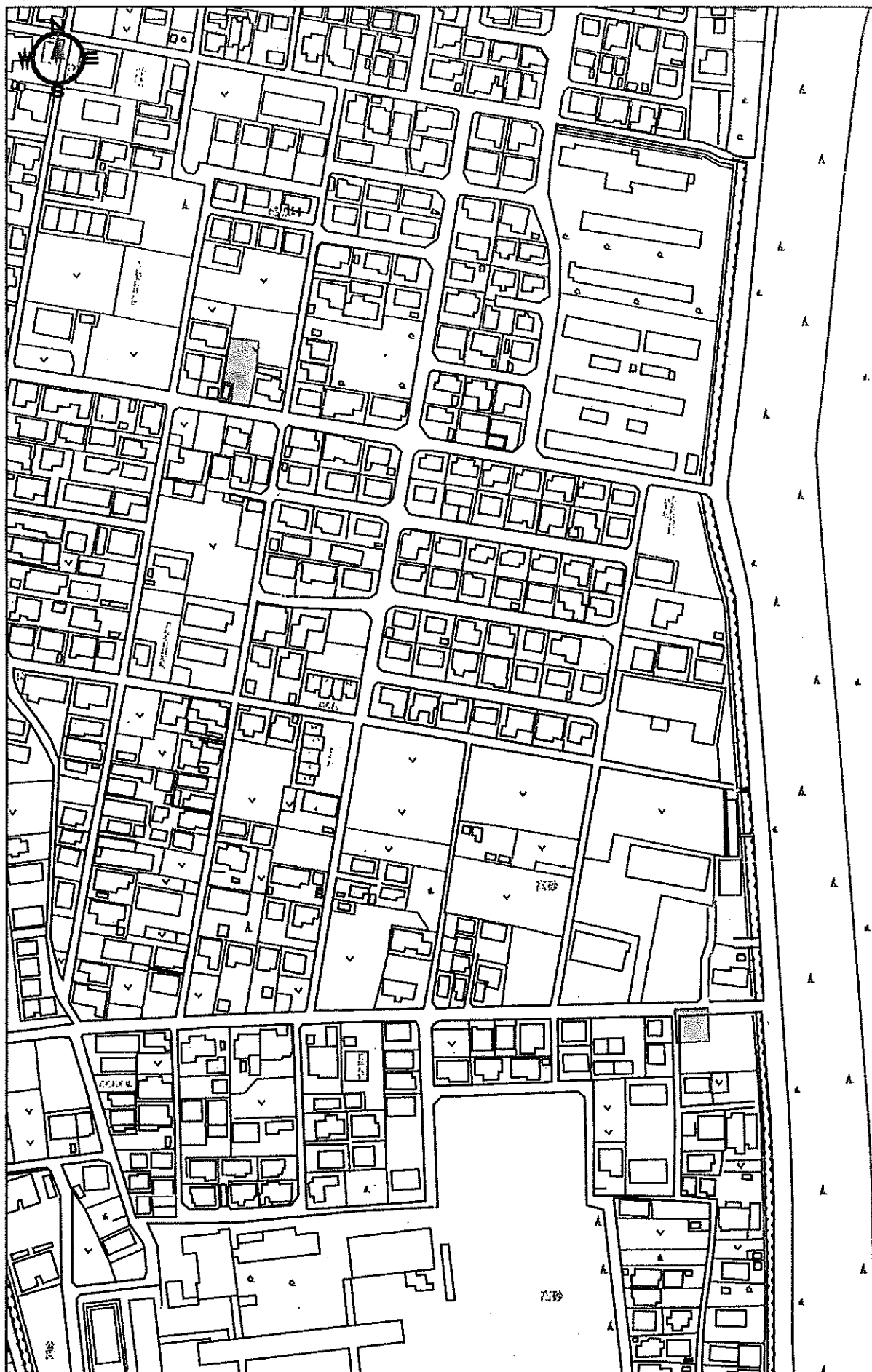


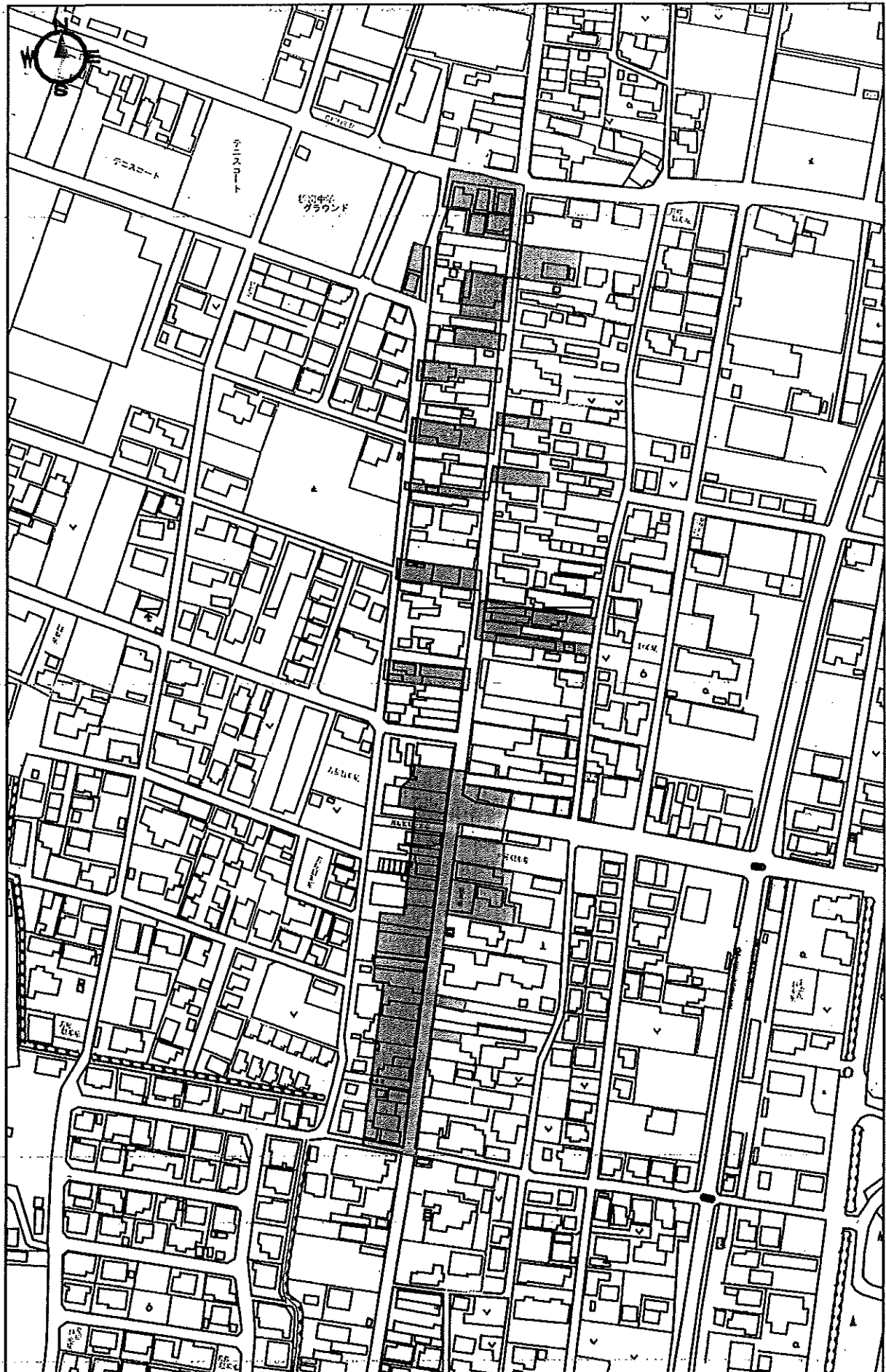


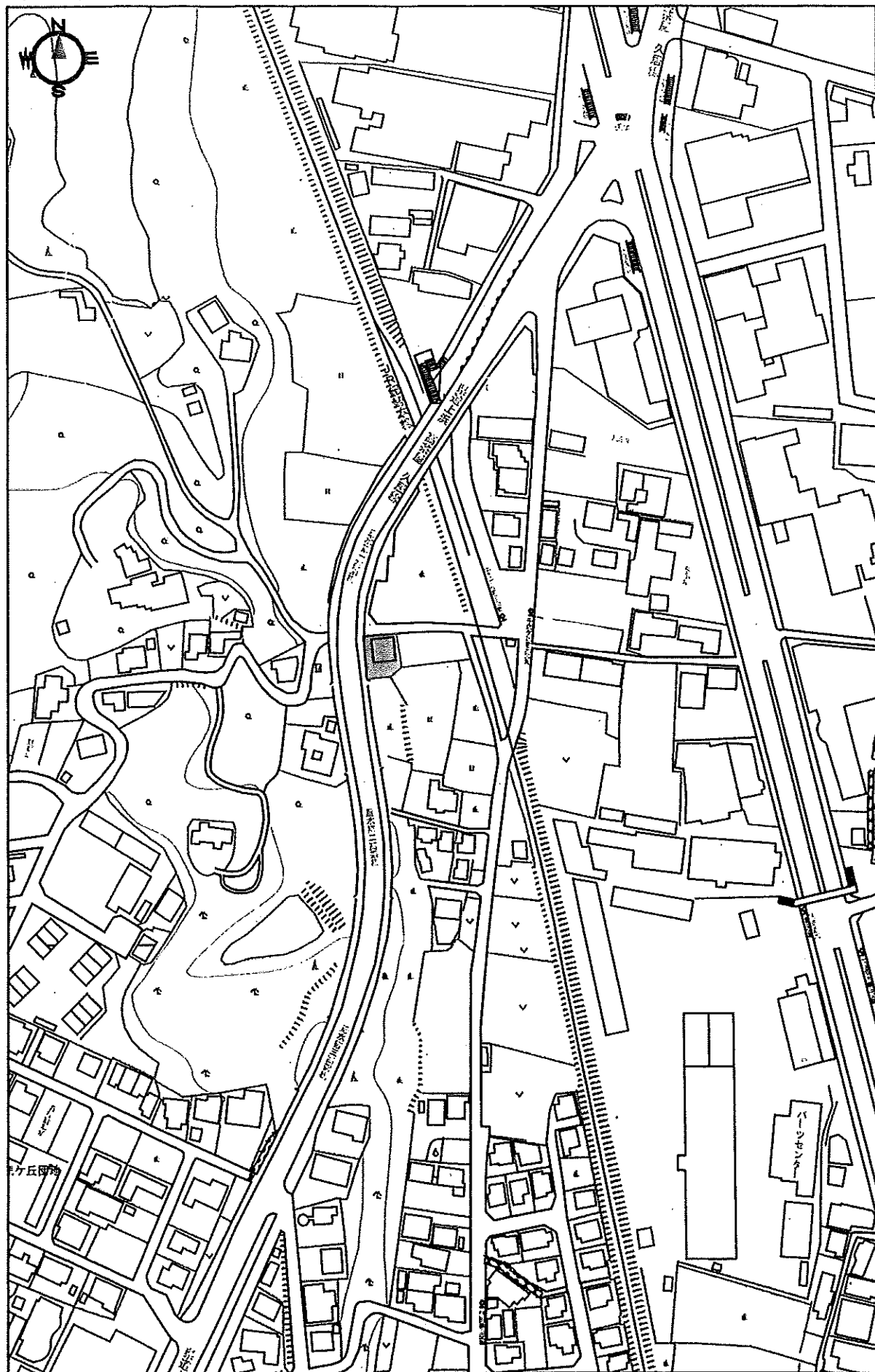


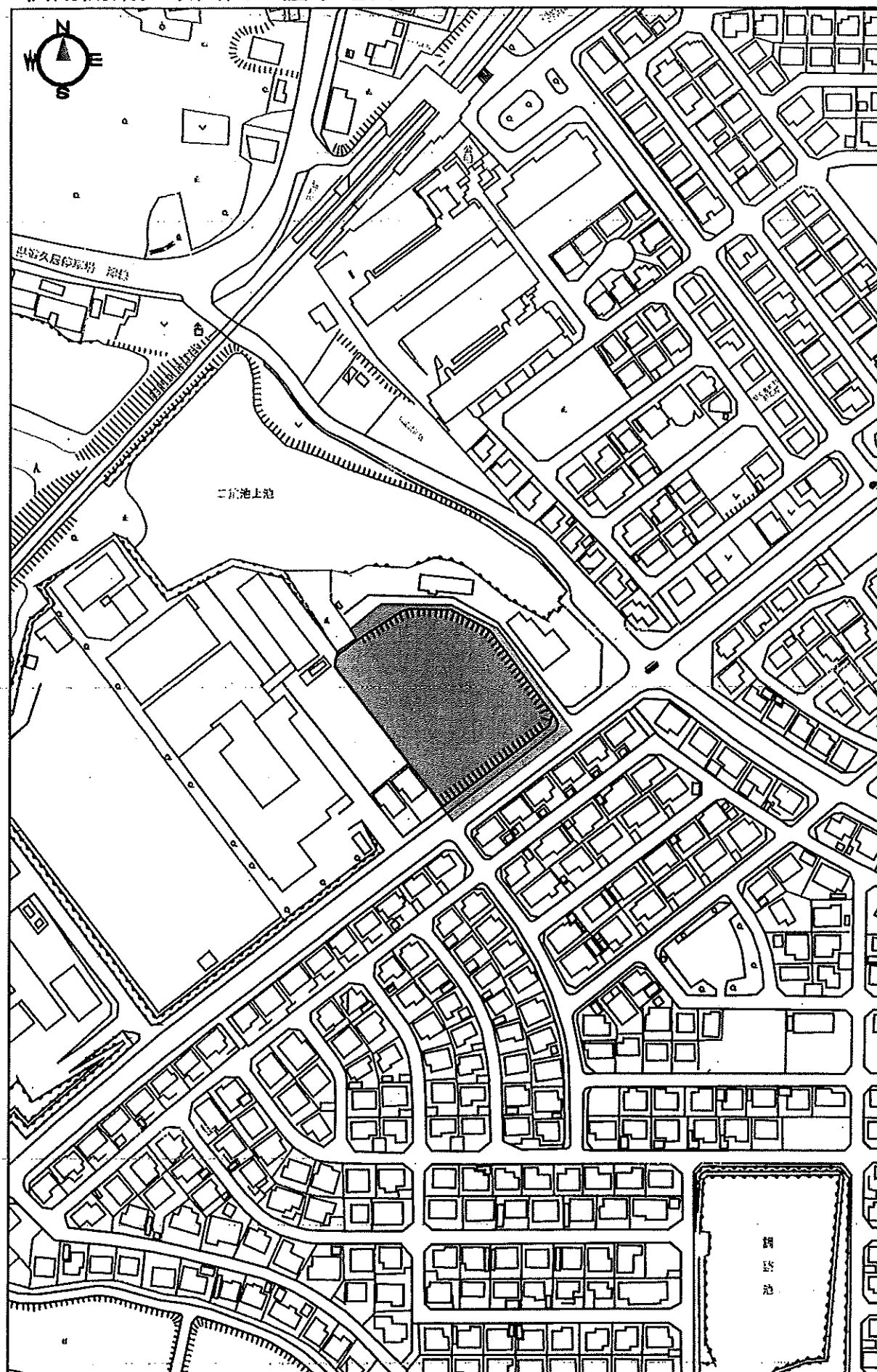




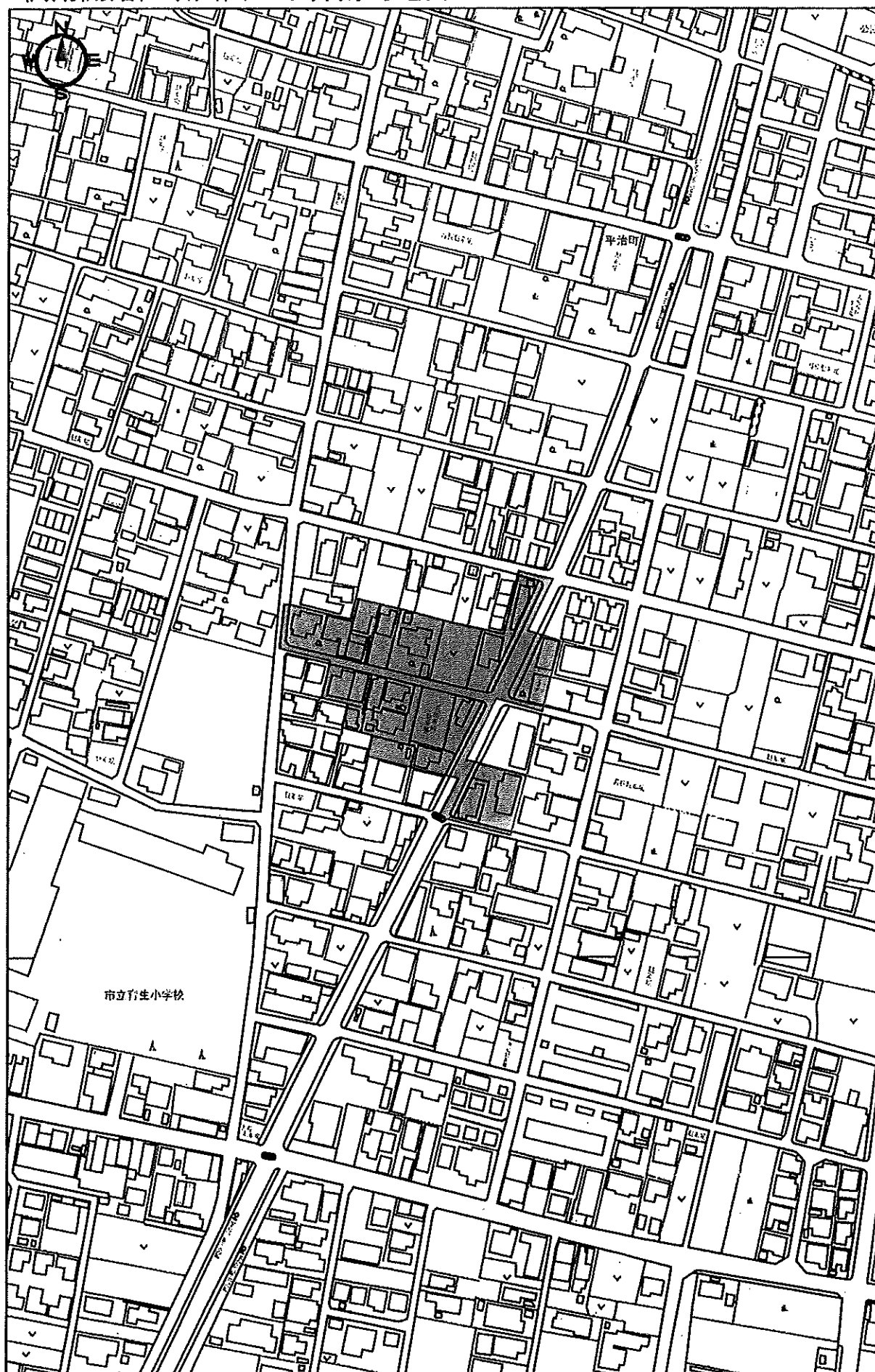




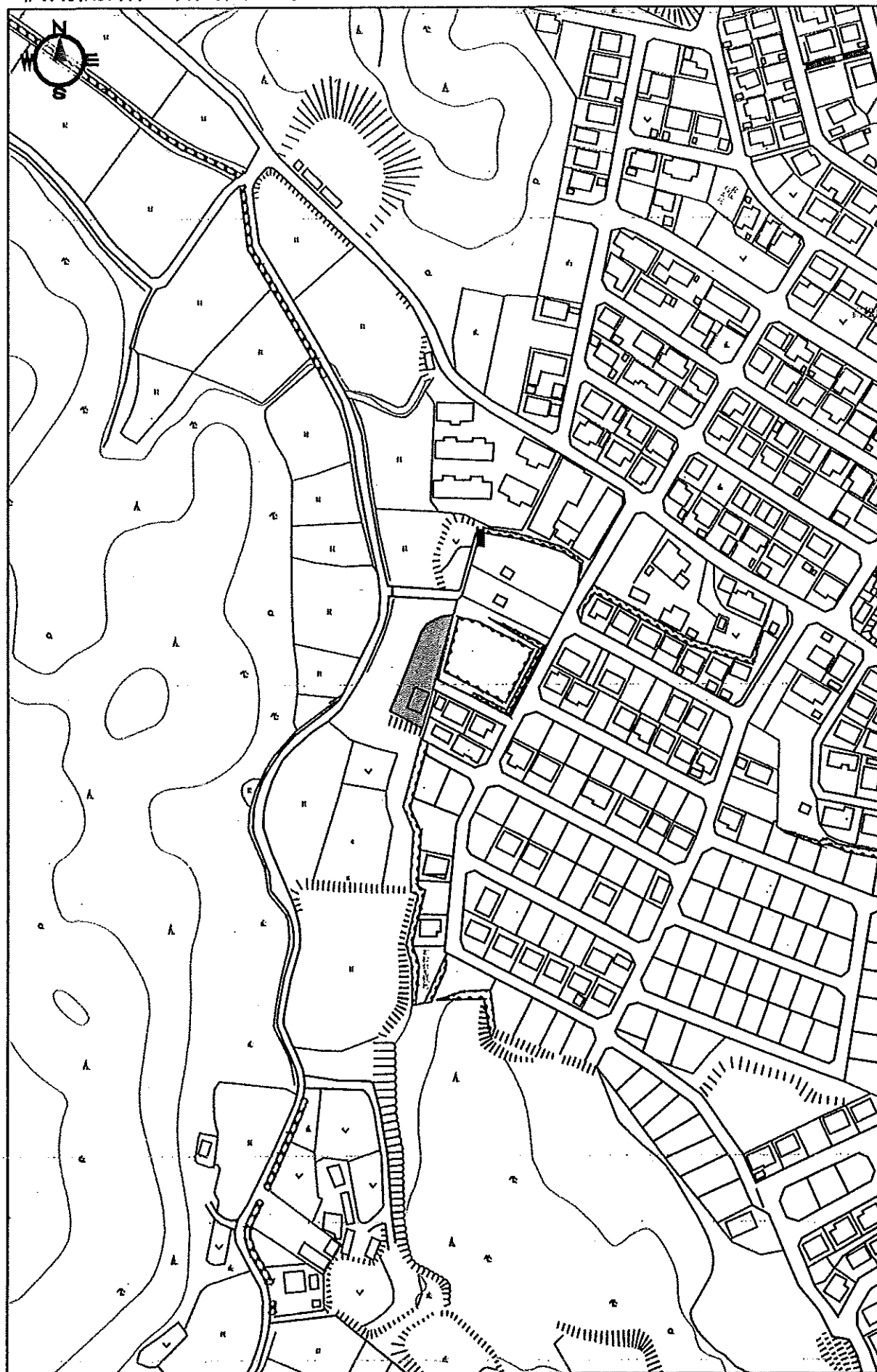


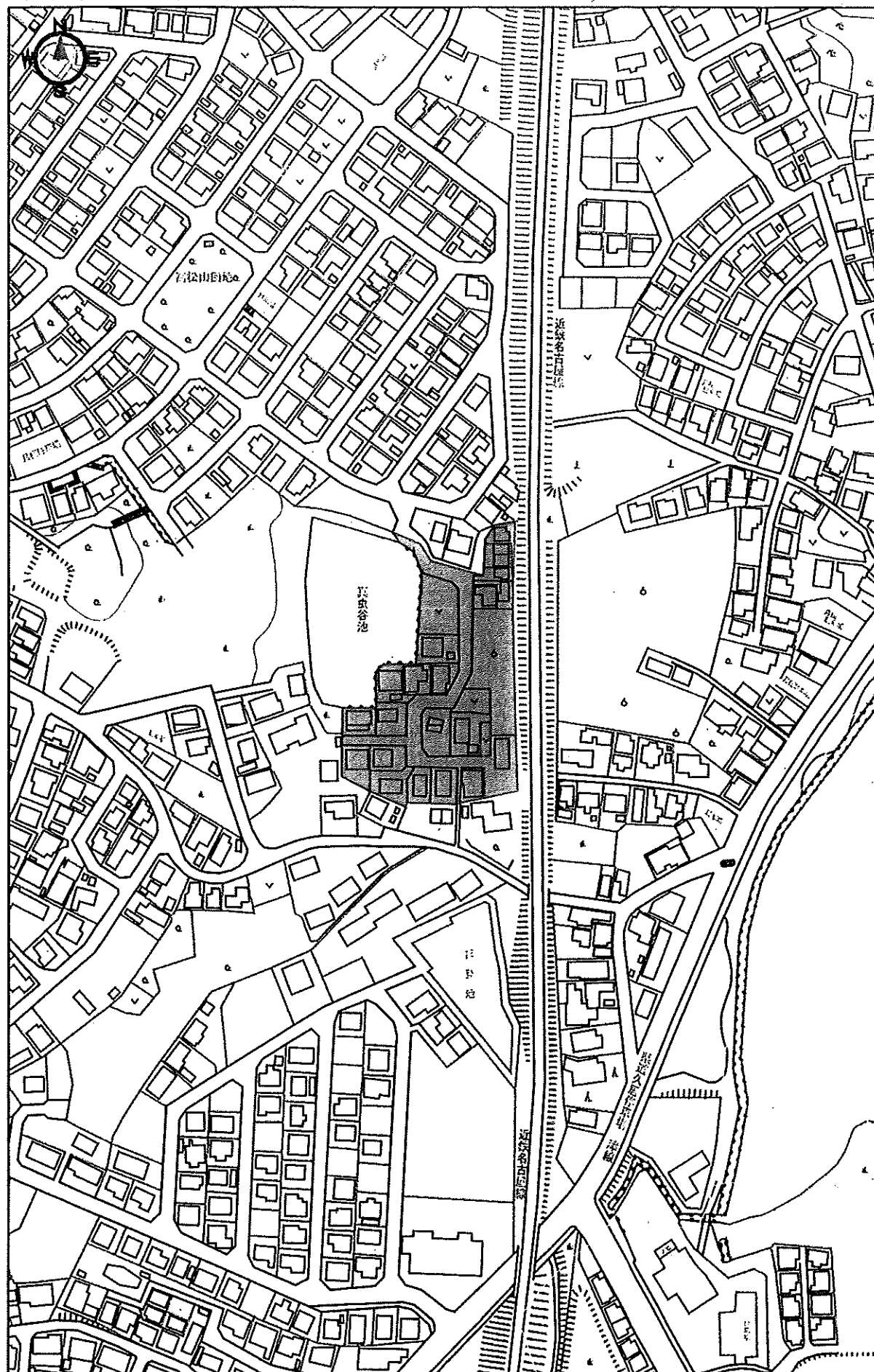


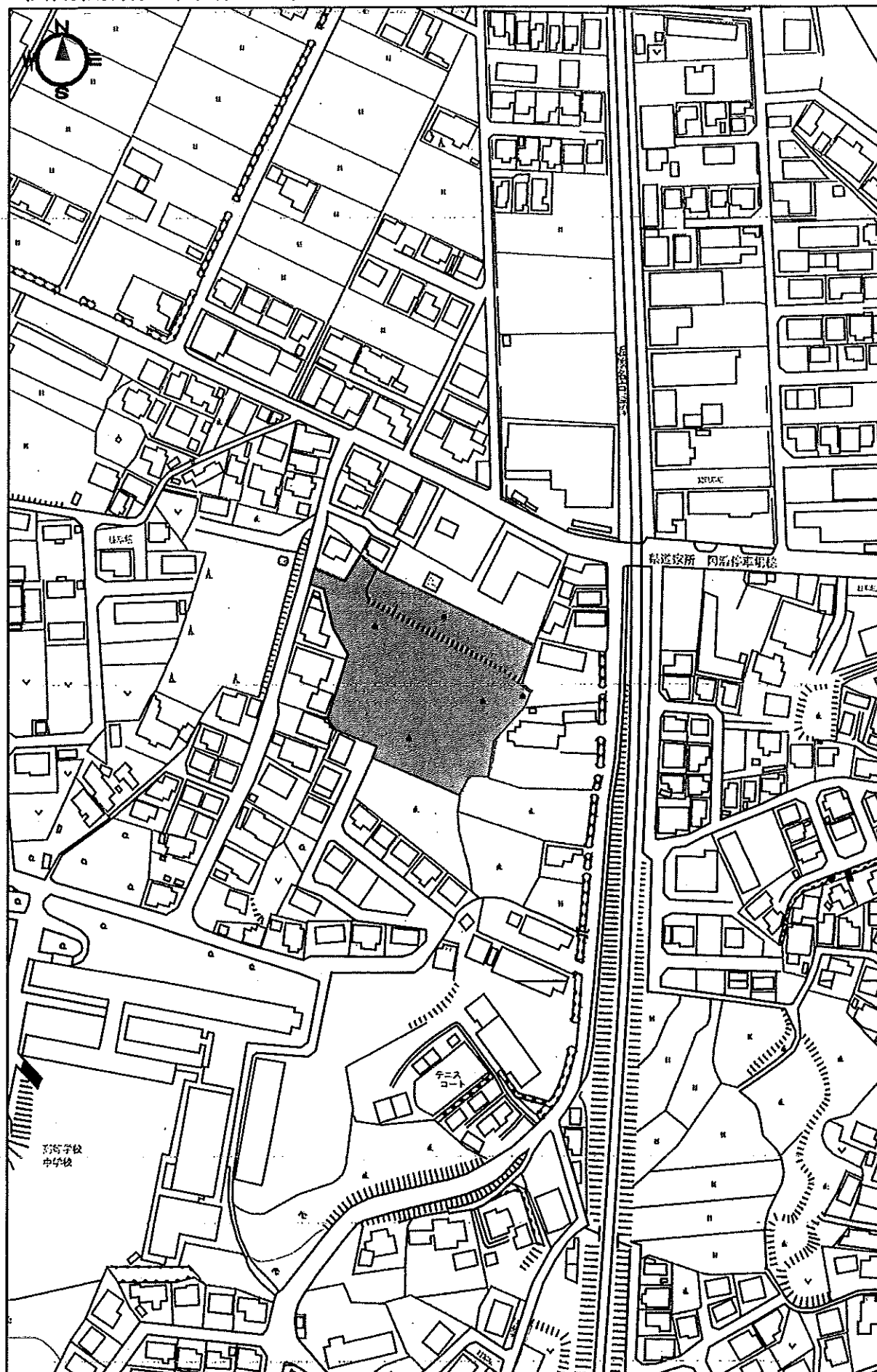


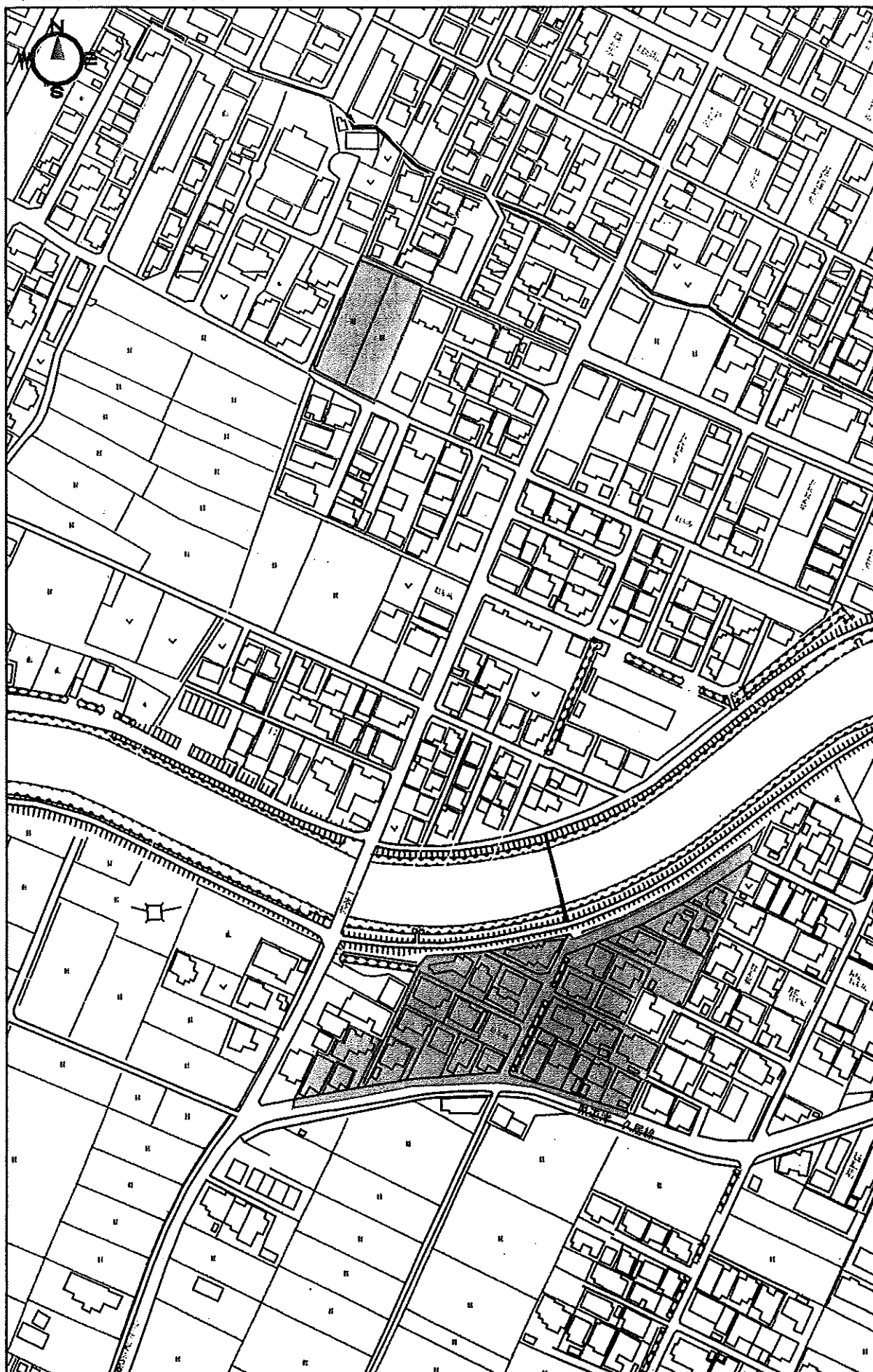




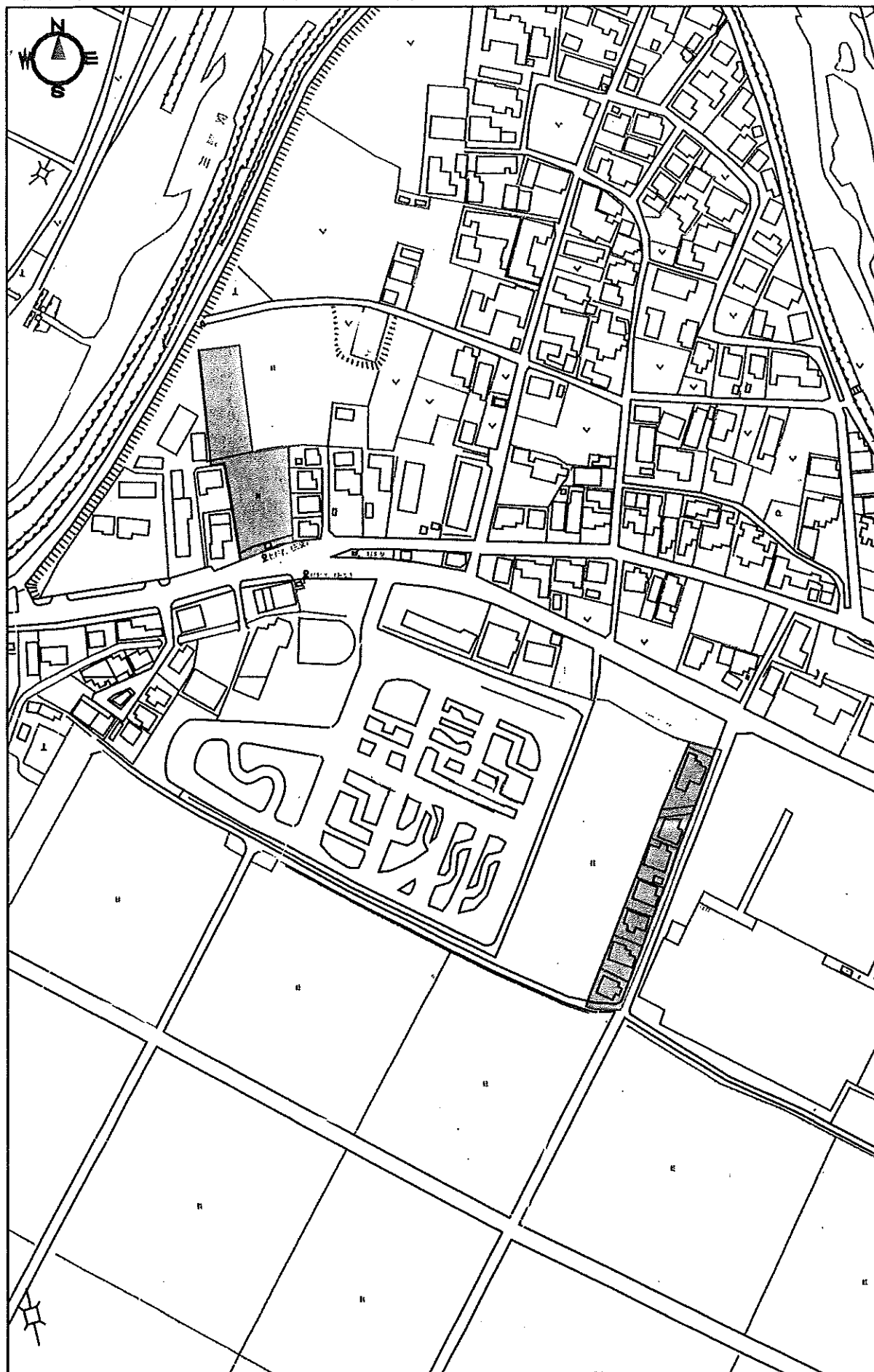




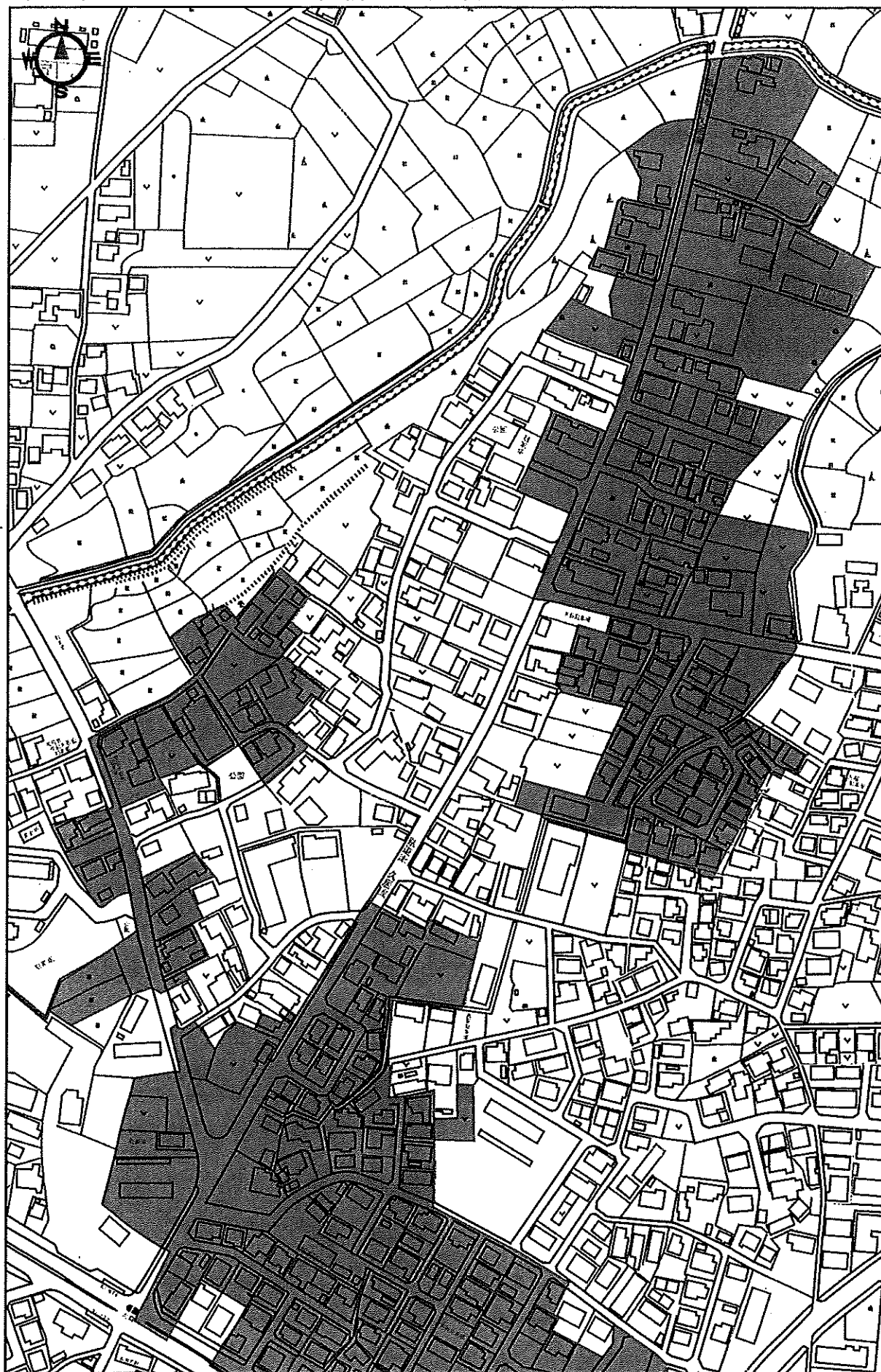


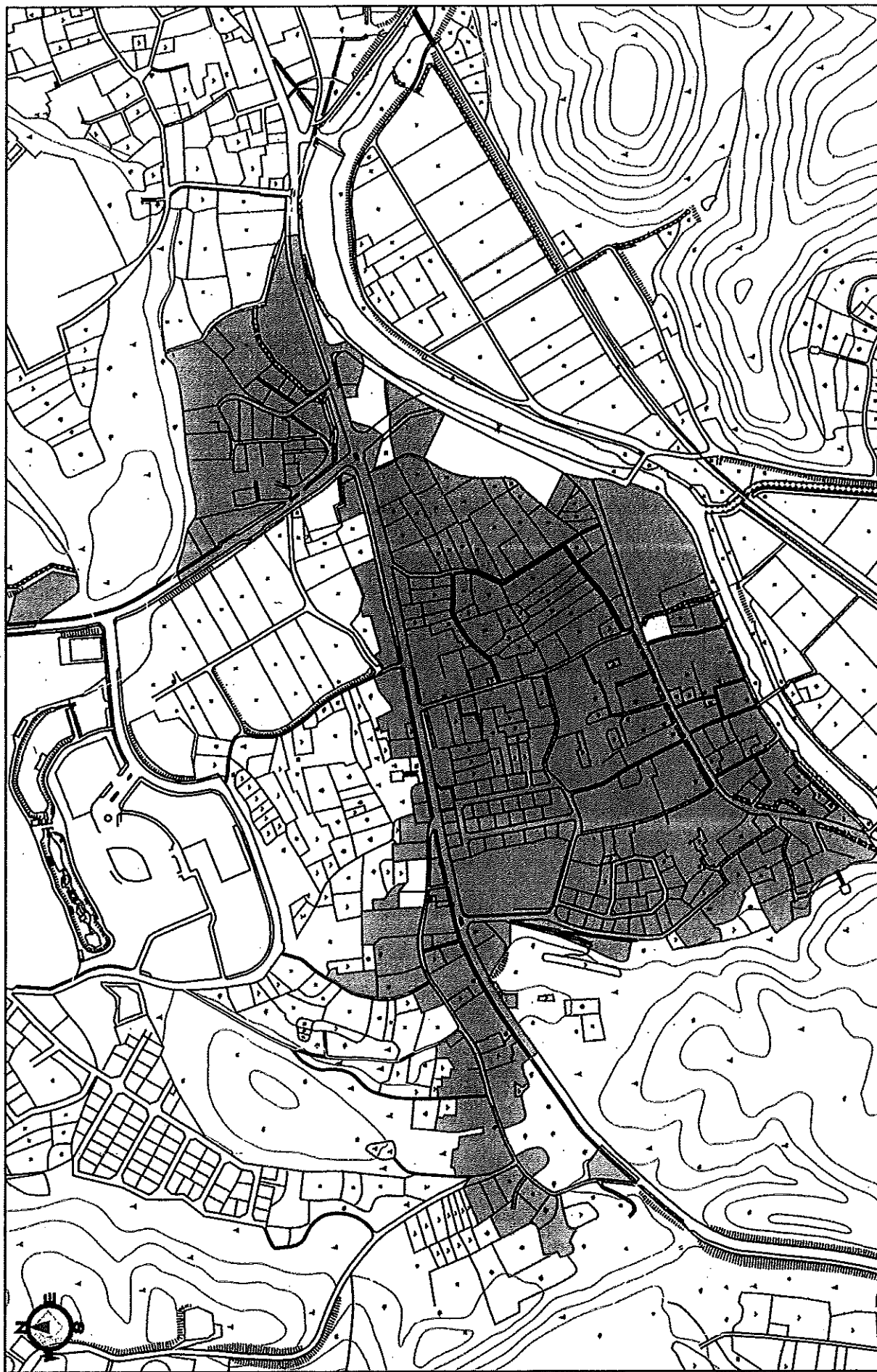


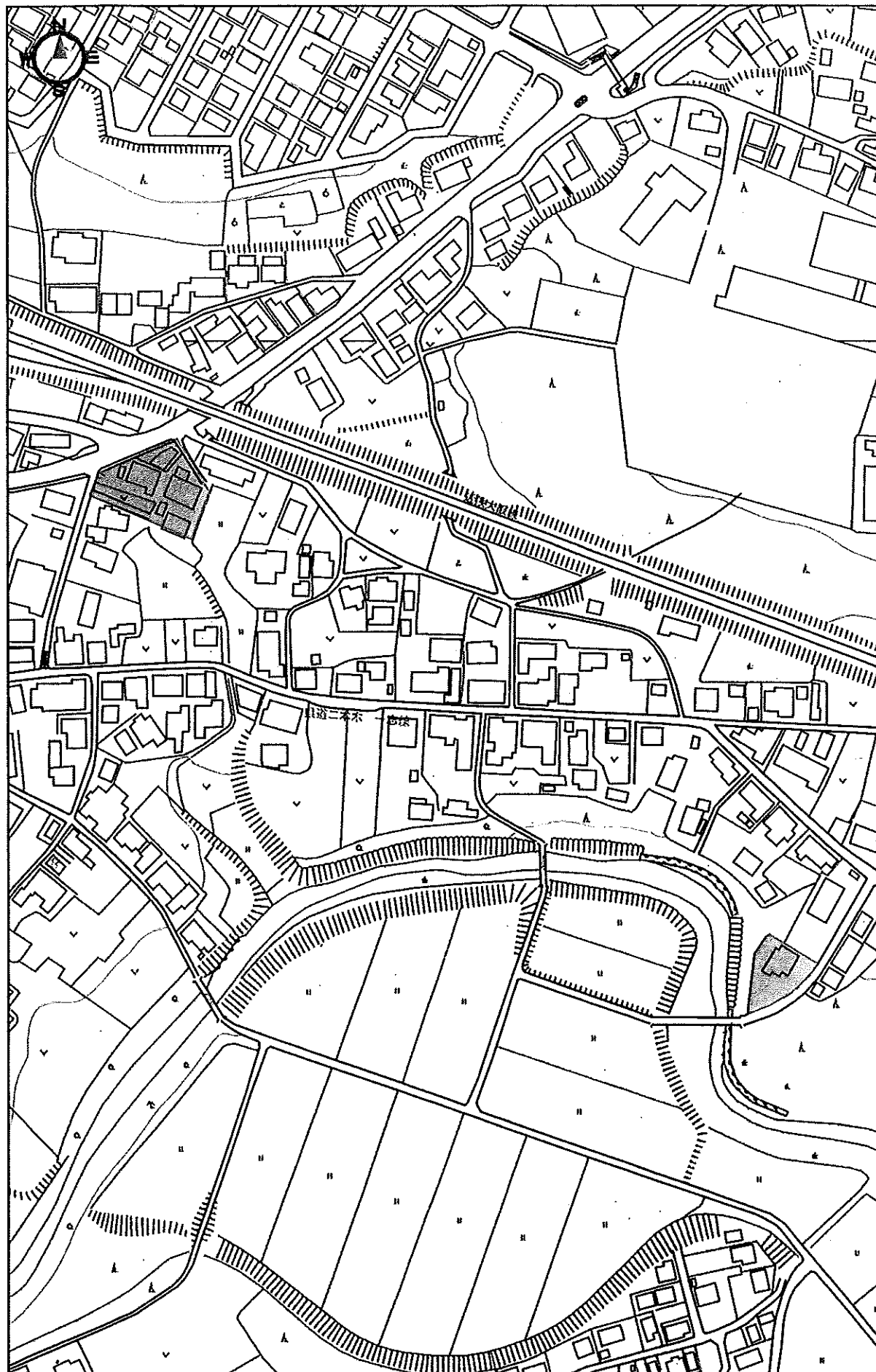


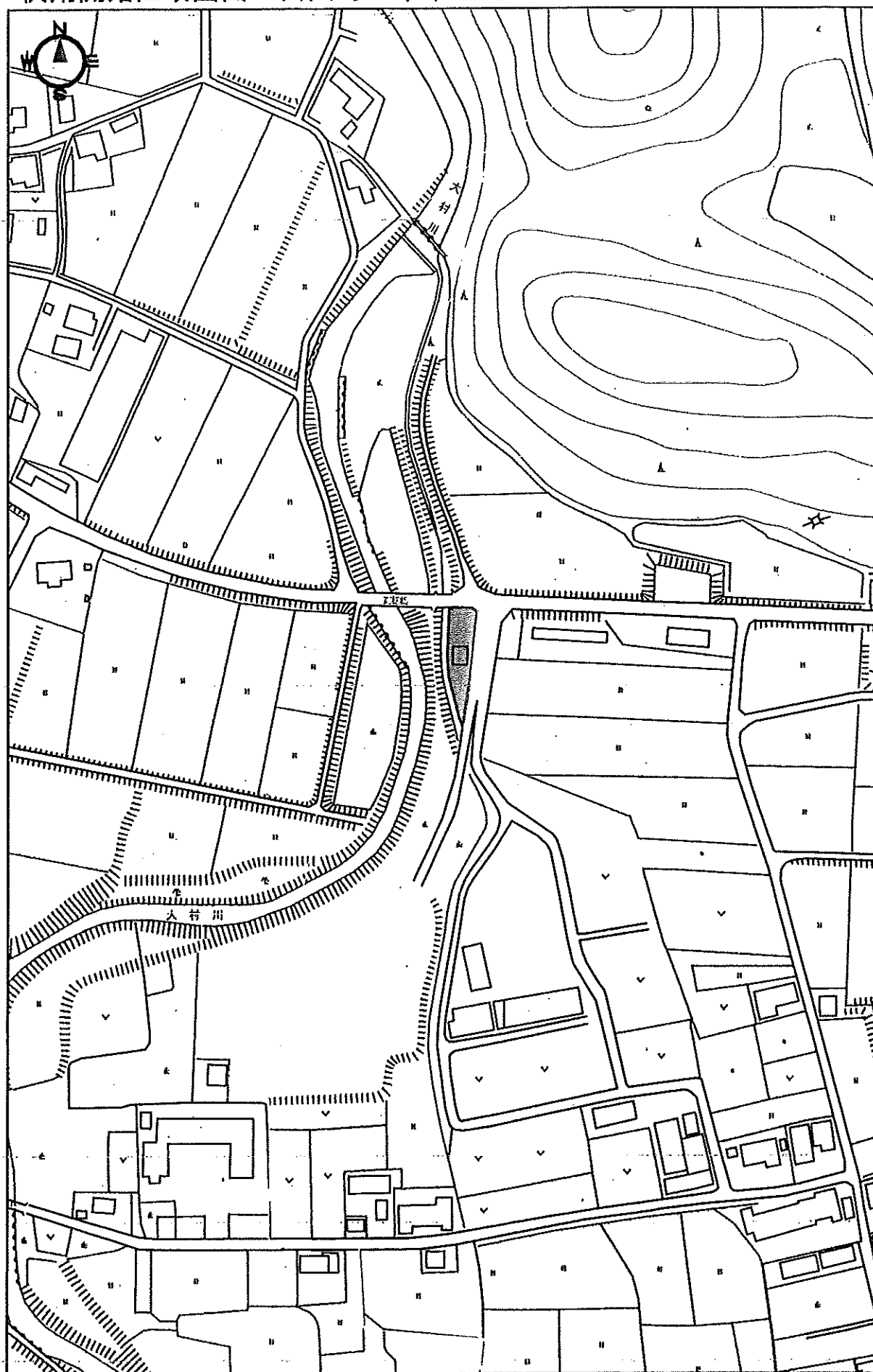


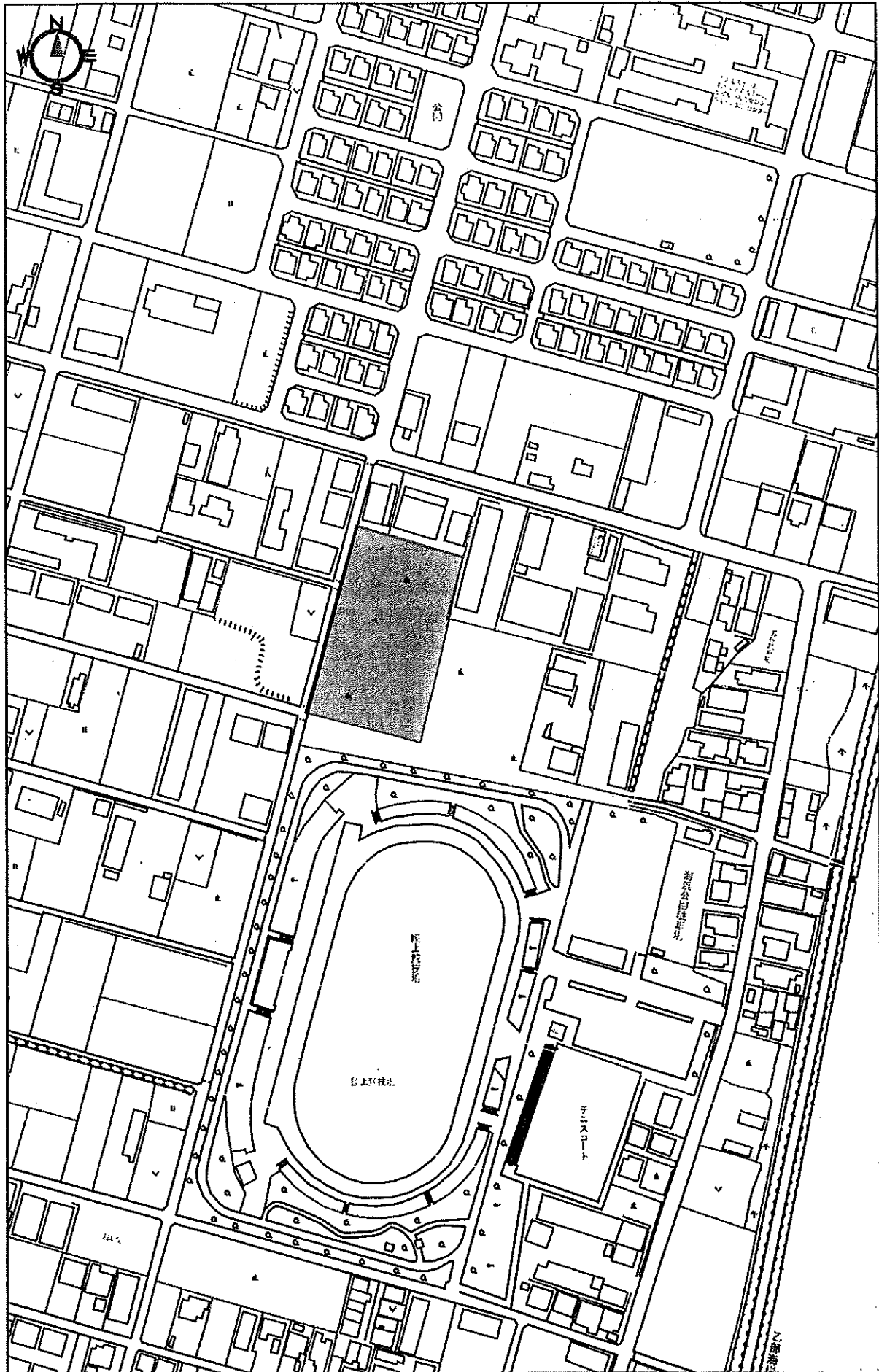


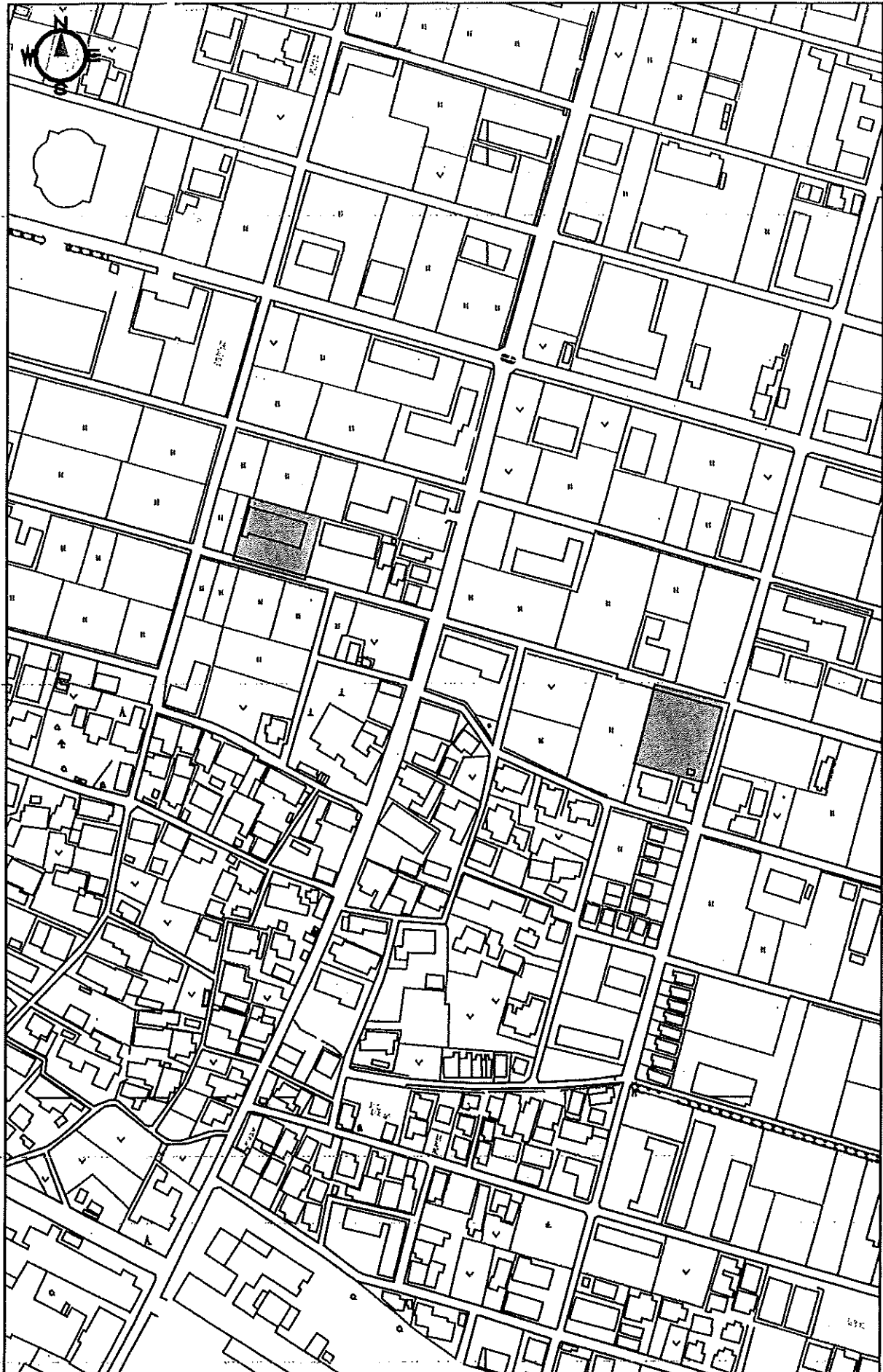


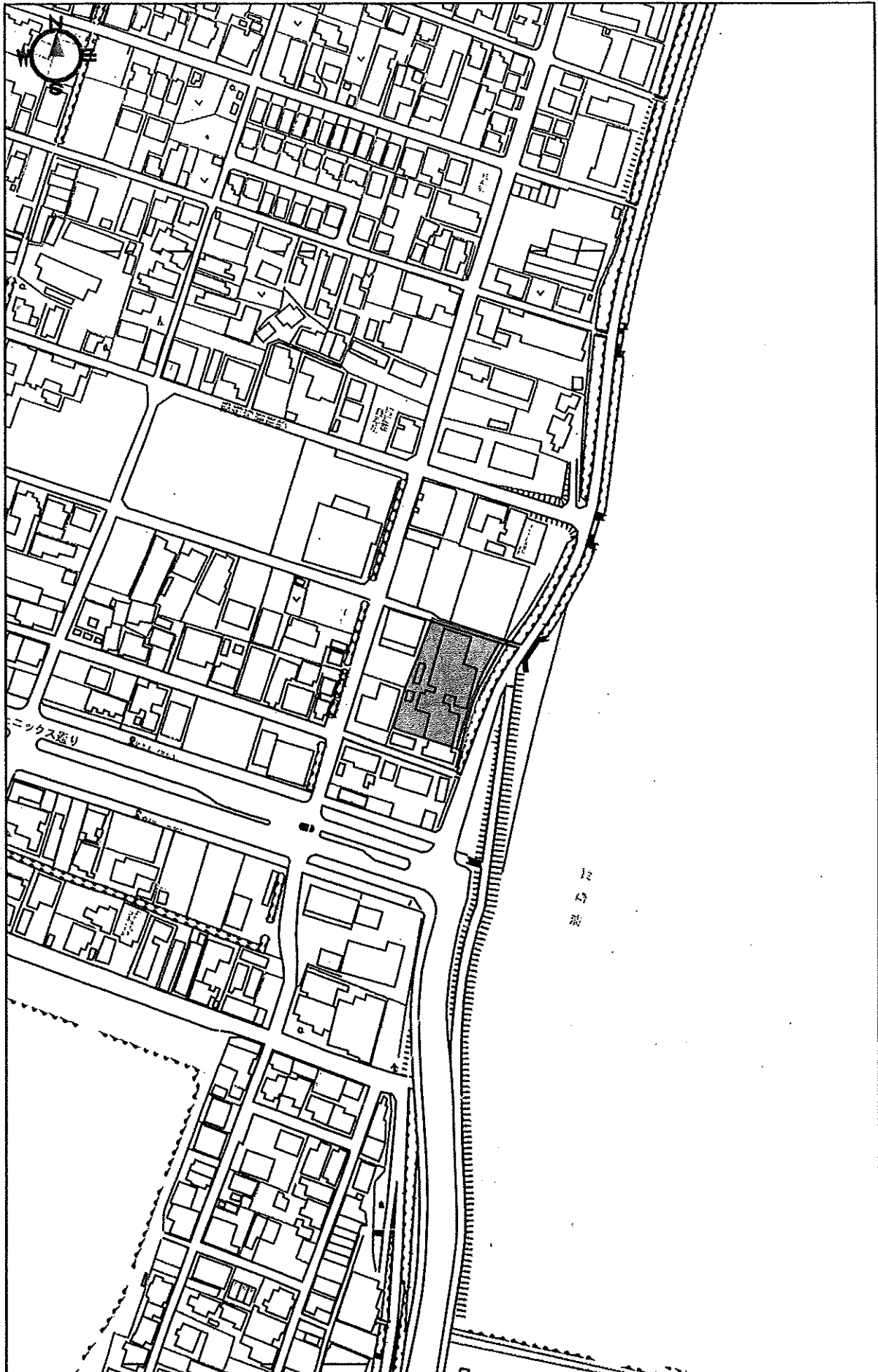


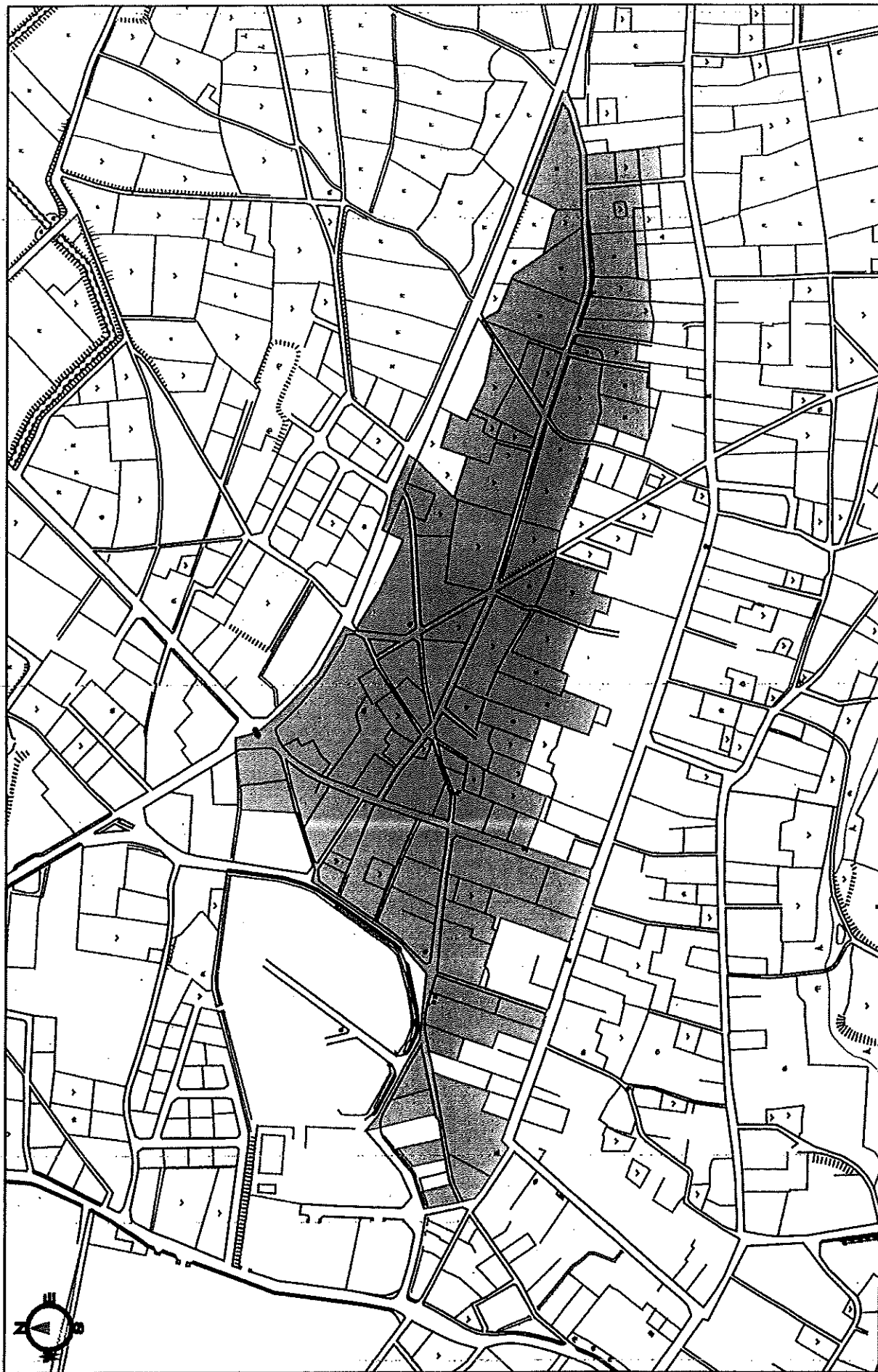












津市公告第43号

平成21年産大豆に係る畑作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第115条の規定により、畑作物共済加入者ごとに共済金の支払額、畑作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を別紙のとおり公表します。

平成22年3月18日

津市長 松 田 直 久

別紙

平成21年産大豆 加入者ごと共済金支払額等一覧

農家 番号	地区名	共済金の 支払額(円)	畑作物共済 減収量(kg)	共済金の 支払期日	共済金の 支払方法
1	安東	145,962	918	平成22年3月26日	口座振込
合計	1戸	145,962	918		

津市公告第44号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年3月18日

津市長 松田直久

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			面積	用途区分	
大字	字	地番		変更前	変更後
芸濃町棕本	響野	6434番	974㎡ うち135㎡	農地	農業用施設用地

津市公告第45号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年3月18日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成22年3月16日
2 抑留期間 平成22年3月24日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美杉町竹原	雑種	茶白	メス	中	91日 以上	
2	津市 美杉町竹原	雑種	薄茶	オス	中	91日 以上	
3	津市 芸濃町棕本	雑種	茶	オス	中	91日 以上	首輪・リード あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第46号

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業に係る事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告します。

平成22年3月18日

津市長 松 田 直 久

- 1 施行者の名称
津市
- 2 事業施行期間
平成8年3月14日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区
津市栄町三丁目、栄町四丁目、上浜町一丁目及び羽所町の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業
- 5 事務所所在地
津市上浜町一丁目39番地の2
- 6 事業計画の決定の年月日
平成8年3月14日
- 7 変更の年月日
平成22年3月18日

津市公告第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、国土交通省中部地方整備局長より津都市計画下水道事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

平成22年3月23日

津市長 松 田 直 久

縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道部下水道政策課

津市公告第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年3月23日

津市長 松田直久

1 工事完了年月日

平成22年3月16日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市大谷町118-1の一部、118-28

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市大谷町117

有限会社 臼田産業

代表取締役 臼田 美也子

津市公告第49号

都市公園法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業5・5・2号町民の森公園の変更認可に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供する。

平成22年3月25日

津市長 松 田 直 久

縦覧場所

津市西丸之内23番1号

津市建設部建設維持課

津市公告第50号

三重県知事による津都市計画公園事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成22年3月25日

津市長 松田直久

- 1 施行者の名称
津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画公園事業
5・5・2号町民の森公園
- 3 事務所の所在地
津市西丸之内23番1号
- 4 事業施工期間
昭和55年12月12日から平成27年3月31日
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

津市公告第 5 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供します

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道部下水道政策課

津市公告第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します

平成22年3月26日

津市長 松田直久

縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道部下水道政策課

津市公告第53号

三重県知事による津都市計画下水道事業の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告します

平成22年3月26日

津市長 松田直久

1 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）及び
安濃都市計画下水道事業流域関連津市安濃公共下水道

2 施行者の名称

津市

3 事務所の所在地

津市西丸之内23番1号

4 事業施行の期間

平成10年3月17日から平成28年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

平成10年三重県告示第98号、平成10年三重県告示第139号、平成13年三重県告示第317号、平成13年三重県告示第461号、平成15年三重県告示第612号、平成16年三重県告示第46号、平成16年三重県告示第256号、平成16年三重県告示第257号、平成17年三重県告示第564号、平成17年三重県告示第575号、平成17年三重県告示第746号及び平成19年三重県告示第212号の事業地に、栗真町屋町中浜及び南浜並びに桜橋三丁目を加える。

(2) 使用の部分

平成10年三重県告示第98号、平成10年三重県告示第139号、平成13年三重県告示第317号、平成13年三重県告示第461号、平成15年三重県告示第612号、平成16年三重県告示第46号、平成16年三重県告示第256号、平成16年三重県告示第257号、平成17年三重県告示第564号、平成17年三重県告示第575号、平成17年三重県告示第746号及び平成19年三重県告示第212号の事業地に、一身田町字五ノ坪から字五ノ坪までの区間内、一身田町字八ノ坪から大里窪田町字下澤までの区間内、栗真町屋町字南浜から字中

新畑までの区間内、栗真町屋町字南浜から字鬼ヶ塩屋までの区間内、栗真町屋町字中浜から字北浜までの区間内、栗真町屋町字南浜から栗真町屋町字南浜までの区間内、桜橋三丁目から大谷町までの区間内、桜橋三丁目から鳥居町までの区間内、栄町二丁目から栄町三丁目までの区間内、桜橋二丁目から桜橋三丁目までの区間内、桜橋三丁目から一身田中野字山ノ前までの区間内、上浜二丁目から上浜六丁目までの区間内、上浜五丁目から一身田中野字興までの区間内及び桜橋三丁目から島崎町までの区間内、並びに、一身田町字裏町、字中ノ町及び字森屋敷、一身田中野字東浜崎、字西浜崎、字東浦、字下西浦、字四反長、字花ノ木、字上垣内、字蔵付、字興、字上新田、字西塩田、字東塩田、字釜ノ越、字東野、字講田、字角田、字鳥井ノ前、字宮ノ後及び字山ノ前、一身田上津部田字イノ坪、字ヲノ坪、字宮ノ後、字ワノ坪及び字カノ坪、栗真町屋町字北垣内、字中垣内、字北新畑、字北浜、字里東及び字東之内、上浜町字角田、字大坪、字梅井、字中沢及び字宮前、羽所町字細長、字北羽所及び字南羽所、渋見町字焼尾並びに観音寺町字頭越、字焼尾、字大谷及び字東浦を加え、一身田町字五ノ坪から字五ノ坪までの区間内、一身田町字八ノ坪から字高田までの区間内、一身田平野字松ノ下から一身田町六ノ坪までの区間内を削除し、大里窪田町字中之坪、一身田町字高田、字寺町及び字宮ノ前並びに栗真町屋町字蒲池、字松本、字根上り及び字西垣内地内にて事業地を変更する。

津市公告第 5 4 号

三重県知事による津都市計画下水道事業の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により、次のとおり公告します

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

津市長 松 田 直 久

1 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

2 施行者の名称

津市

3 事務所の所在地

津市西丸之内 2 3 番 1 号

4 事業施行の期間

昭和 4 9 年 3 月 2 6 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

昭和 49 年三重県告示第 201 号、昭和 54 年三重県告示第 155 号、昭和 58 年三重県告示第 107 号、昭和 58 年三重県告示第 525 号、昭和 61 年三重県告示第 283 号、昭和 62 年三重県告示第 609 号、昭和 63 年三重県告示第 142 号、昭和 63 年三重県告示第 173 号、昭和 63 年三重県告示第 400 号、平成 2 年三重県告示第 323 号、平成 2 年三重県告示第 472 号、平成 4 年三重県告示第 584 号、平成 5 年三重県告示第 504 号、平成 7 年三重県告示第 43 号、平成 7 年三重県告示第 405 号、平成 8 年三重県告示第 378 号、平成 10 年三重県告示第 175 号、平成 11 年三重県告示第 118 号、平成 11 年三重県告示第 146 号、平成 11 年三重県告示第 453 号、平成 13 年三重県告示第 48 号、平成 13 年三重県告示第 127 号、平成 13 年三重県告示第 424 号、平成 16 年三重県告示第 8 号、平成 16 年三重県告示第 209 号、平成 16 年三重県告示第 1012 号、平成 17 年三重県告示第 47 号、平成 17 年三重県告示第 297 号及び平成 19 年三重県告示第 211 号の事業地に久居野村町字小膳田を加え、久居相川町字西花領下、久居野村町字池尻、字権田及び字西山神、久居井戸山町字大口並びに久居明神町字津ノ京を削除する。

(2) 使用の部分

昭和 49 年三重県告示第 201 号、昭和 54 年三重県告示第 155 号、昭和 58 年三重県告示第 107 号、昭和 58 年三重県告示第 525 号、昭和 61 年三重県告示第 283 号、昭和 62 年三重県告示第 609 号、昭和 63 年三重県告示第 142 号、昭和 63 年三重県告示第 173 号、昭和 63 年三重県告示第 400 号、平成 2 年三重県告示第 323 号、平成 2 年三重県告示第 472 号、平成 4 年三重県告示第 584 号、平成 5 年三重県告示第 504 号、平成 7 年三重県告示第 43 号、平成 7 年三重県告示第 405 号、平成 8 年三重県告示第 378 号、平成 10 年三重県告示第 175 号、平成 11 年三重県告示第 118 号、平成 11 年三重県告示第 146 号、平成 11 年三重県告示第 453 号、平成 13 年三重県告示第 48 号、平成 13 年三重県告示第 127 号、平成 13 年三重県告示第 424 号、平成 16 年三重県告示第 8 号、平成 16 年三重県告示第 209 号、平成 16 年三重県告示第 1012 号、平成 17 年三重県告示第 47 号、平成 17 年三重県告示第 297 号及び平成 19 年三重県告示第 211 号の事業地に半田字川田から字川田までの区間内、半田字日下から字長峯までの区間内、南中央から本町までの区間内、津興字船頭町から字船頭町までの区間内、津興字阿漕から字八十垣内までの区間内、藤方字中堰東から字中堰東までの区間内、藤方字上八木田から字八幡田までの区間内、藤方字山之越から字上八木田までの区間内、藤方字山之越から字中八木田までの区間内、藤方字上垣内から垂水字南浦までの区間内、高茶屋小森町字向山から字向山までの区間内、高茶屋五丁目から高茶屋五丁目までの区間内、雲出本郷町字浜垣内から字北ノ端までの区間内、久居北口町字洗ヶ瀬から字洗ヶ瀬までの区間内、久居桜が丘町から久居桜が丘町までの区間内、久居元町字東出から字東出までの区間内、久居元町字起しから久居二ノ町までの区間内、戸木町字久保屋敷から字久保屋敷までの区間内及び戸木町字東出から久居西鷹跡町までの区間内並びに雲出長常町字七ノ割、字北浦及び字十ノ割並びに雲出伊倉津町字二十二ノ割を加え、修成町から修成町までの区間内、八町一丁目から八町一丁目までの区間内、上弁財町から上弁財町までの区間内、城山二丁目から城山二丁目までの区間内、南が丘二丁目から南が丘二丁目までの区間内、高茶屋三丁目から城山一丁目までの区間内、高茶屋五丁目から高茶屋六丁目までの区間内、雲出伊倉津町字十八ノ割から字十八ノ割までの区間内、雲出本郷町字浜垣内から字脇ノ田までの区間内、雲出本郷町字大釜から字大釜までの区間内、久居明神町字風早から字風早までの区間内、久居射場町から久居中町までの区間内、久居野村町字池尻

から久居持川町字永狭間までの区間内、久居野村町字小膳田から字小膳田までの区間内、久居北口町字一丁田から字一丁田までの区間内、久居井戸山町字野新畑から字東畑までの区間内、久居寺町から久居寺町までの区間内、久居元町字起しから字起しまでの区間内、久居寺町から久居烏木町までの区間内、牧町字西馬場山から川方町字里ノ内までの区間内、戸木町字卯ノ花から字北興までの区間内、戸木町字北興から字若山までの区間内並びに香良洲町字新開地から字新開地までの区間内を削除し、藤方字茨ク子から字茨ク子までの区間内及び高茶屋小森町字向山から字向山までの区間内並びに半田字長峯、藤方字下垣内及び字西大田、城山一丁目、雲出本郷町字松縄、雲出長常町塚ノ口、雲出伊倉津町川新田並びに高茶屋小森町字向山地内において事業地を変更する。

津市公告第55号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年3月26日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成22年3月23日
2 抑留期間 平成22年3月30日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美里町家所	雑種	薄茶	オス	中	91日 以上	首輪あり
2	津市野田	雑種	薄茶	オス	中	91日 以上	首輪・リード あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年3月29日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成22年3月19日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町字上ノ垣内3059-4の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

鈴鹿市岸岡町3096-13トルトゥーガA棟101

中条 智洋

津市公告第 57 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 22 年 3 月 29 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 22 年 3 月 24 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市神戸字文田 154－9 の一部（2 工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市川崎区南渡田町 1－1 京浜ビル
J F E 都市開発株式会社
代表取締役 重見 憲明

津市公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年3月31日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成22年3月30日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市香良洲町字野中691-1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市香良洲町452
後藤 榮

津市公告第59号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年3月31日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成22年3月26日
2 抑留期間 平成22年4月2日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 高野尾町	雑種	白	メス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

津市水道事業管理者職務代理者 波多野 隆 生

津市水道事業管理規程第 1 号

津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程
津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号を第 2 号とし、同条第 6 号中「緊急出動手当」を「災害業務手当」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 7 号を同条第 4 号とする。

別表滞納整理手当の項から用地交渉業務手当の項までを削り、同表緊急出動手当の項を次のように改める。

災害業務 手当	水道施設に事故が発生した場合において、水道事業管理者及び水道技術管理者の指示により、水道施設の復旧のため危険な状況の中で現場作業に従事したとき。	日 額	1,000 円	屋外において業務に従事したとき。
------------	--	-----	---------	------------------

別表変則勤務手当の項中「1,000 円」を「500 円」に改め、同表（注）中「第 15 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

津市水道局告示第 3 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 2 年 3 月 2 4 日

津市水道事業管理者職務代理者 波多野 隆生

名 称	所 在 地	指定年月日
勝間田設備	津市高野尾町 3175 番地 261	平成 2 2 年 3 月 1 1 日

津市消防本部訓令第 1 号

消防本部

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

津市消防長 中 西 秀 輝

津市消防署の組織に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防署の組織に関する訓令（平成 18 年津市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「本署等」を「分署等」に改め、同条第 1 項中「本署、」を削り、「本署等」を「分署等」に改め、同条第 2 項中「本署等」を「分署等」に、「、位置及び管轄区域」を「及び位置」に改める。

第 3 条第 1 項中「消防担当及び庶務予防担当」を「庶務予防担当及び消防担当」に改める。

第 4 条第 3 項中「署長は、」の次に「消防長の指揮監督を受けて」を加え、「総括し」を「統括し」に改める。

第 5 条第 3 項中「消防署」を「署」に改める。

第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条中「署」の次に「の担当」を加え、同条に次の 1 項を加え、同条を第 11 条とする。

2 分署等の分掌事務は、前項の分掌事務に基づき署長が定める。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 1 項中「担当に」を「署の担当及び分署等に」に、「又は」を「及び」に改め、「置く」の次に「ことができる」を加え、同条を第 8 条とする。

第 6 条第 1 項中「本署」を「署の消防担当」に改め、「、分署に分署長を」を削り、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（指揮隊長等）

第 6 条 署の担当に指揮隊長を、分署に分署長（以下「指揮隊長等」という。）を置く。

2 指揮隊長等は、消防司令以上の階級にある者をもって充てる。

3 指揮隊長等は、上司の命を受けて署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

附則第 2 項中「第 9 条」を「第 1 0 条」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

名称	位置
津市中消防署西分署	津市一色町257番地
津市中消防署安濃分遣所	津市安濃町川西2097番地
津市北消防署河芸分署	津市河芸町浜田808番地
津市北消防署芸濃分署	津市芸濃町棕本6141番地1
津市久居消防署南分署	津市雲出本郷町1631番地10
津市久居消防署榑原分遣所	津市榑原町5824番地1
津市久居消防署美里分遣所	津市美里町三郷372番地1
津市久居消防署香良洲分遣所	津市香良洲町1862番地1
津市白山消防署一志分署	津市一志町田尻345番地1
津市白山消防署美杉分署	津市美杉町奥津910番地1

別表第 2（第 11 条関係）

分掌事務	
庶務予防担当	(1) 津市火災予防条例（平成 18 年津市条例第 260 号）の規定に基づく届出の受理に関すること。 (2) 防火対象物に係る禁止行為の解除申請に関すること。 (3) 消火活動上重大な障害を生ずるおそれのある物質の届出の受理に関すること。 (4) 消防関係法令の規程に基づく届出、申請等の受理に関すること。 (5) 防火対象物の査察及び法令違反の是正指導に関すること。 (6) 災害情報の開示に関すること。 (7) り災及び救急搬送の証明に関すること。 (8) 公印の管理に関すること。 (9) 津市消防団津方面団との連絡調整に関すること（津市中消防署に限る。）。 (10) 庁舎の維持管理に関すること。 (11) 署の庶務に関すること。
消防担当	(1) 災害等に対する警防、救急及び救助活動に関すること。 (2) 各種警防計画の策定及び警防対策に関すること。 (3) 災害等の情報収集及び被害調査並びに火災の原因及び損害調査に関すること。 (4) 災害等の記録及び統計に関すること。 (5) 消防車両及び消防機械器具の管理及び改良研究並びに燃料の管理に関すること。 (6) 消防水利及び地理の調査並びに消防水利の保全に関すること。 (7) 消防に係る情報の収集及び広報に関すること。 (8) 災害対応能力の向上に関する訓練、研修の計画及び実施に関すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(9) 市民、事業所等の消防に関する指導及び相談に関すること。(10) 医療機関及び救急関係機関との連絡調整に関すること。(11) 火災予防意識の普及及び啓もう活動に関すること。(12) 防火診断に関すること。(13) その他署の所管に関すること。 |
|--|

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市消防本部訓令第 2 号

消防本部

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

津市消防長 中 西 秀 輝

津市消防事務専決規程の一部を改正する訓令

津市消防事務専決規程（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「担当副参事、担当主幹」を「室長、担当副参事、指令官、副指令官、担当主幹」に、「担当副参事、分署長」を「担当副参事、指揮隊長、分署長」に改める。

第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とする。

第 8 条中「第 9 条第 1 項」を「第 1 0 条第 1 項」に、「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を削る。

第 6 条中「第 8 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「及び署の担当主幹（津市消防本部の組織に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 1 7 号。以下「組織規則」という。）第 8 条第 1 項及び」を「の指令官、副指令官及び担当主幹（津市消防本部の組織に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2 1 7 号。以下「組織規則」という。）第 9 条第 1 項に規定する担当主幹に限る。）並びに署の指揮司令、分遣所長及び担当主幹（」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、「並びに署の指揮司令及び分遣所長」を削り、同条を第 7 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（指揮隊長等の専決）

第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により署の指揮隊長及び分署長（以下「指揮隊長等」という。）に専決させる事務は、規則第 2 条第 1 号に規定する事項のうち課長（室長）決裁に係る事項（消防司令の階級にある指揮隊長等にあつては、担当主幹決裁に係る事項）のほか、別表第 1 に掲げるとおりとする。

第 4 条中「署の署長」を「室長並びに署の副署長」に改め、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(署長の専決)

第4条 第2条第1項の規定により署長に専決させる事務は、規則第2条第1号に規定する事項のうち部次長決裁に係る事項（消防司令長の階級にある署長にあっては、課長（室長）決裁に係る事項）のほか、別表第1に掲げるとおりとする。

別表第1中「第3条―第5条、第7条関係」を「第3条―第7条関係」に改め、同表消防本部の表中「担当主幹」の次に「（指令官・副指令官）」を加え、同表消防総務課の項を次のように改める。

消防総務課	1 本部各課の調整に係る会議の開催に關すること。			○
	2 職員に係る手当等の支給認定に關すること。		○	
	3 職員の健康管理及び福利厚生に關すること。		○	
	4 財産の取得及び処分 の總括に關すること。			○
	5 庁舎管理の總括に關すること。		○	
	6 備品管理の總括に關すること。		○	
	7 消防車両及び消防機械器具の管理の總括に關すること。		○	
	8 保存文書の管理の總括に關すること。		○	
	9 公印管理の總括に關すること。		○	
	10 職員の被服等の貸与に關すること。	○		
	11 職員研修の計画及び実施に關すること。		輕易なもの	重要なもの
	12 消防団との連絡調整に關		輕易な	重要な

	すること。 13 職員の資格取得に関する こと。 14 所属職員の旅行等の届出 に関すること。 15 日誌に関すること。		もの 軽易な もの ○ ○	もの 重要な もの
--	---	--	---------------------------	-----------------

別表第1 消防本部の表予防課の項中

「		7 火災速報等の報告に関する こと。	○		」
を					
「		7 火災速報等の関係機関へ の報告に関すること。	軽易な もの	重要な もの	」
に、					
「		17 査察計画の策定及び実施 結果に関すること。	○		」
を					
「		17 査察計画の策定及び実施 結果に関すること。	軽易な もの	重要な もの	」

に改め、同表消防救急課の項を次のように改める。

消防課	1 水火災その他の災害に係 る警防計画及びその運用に 関すること。 2 大規模な消防訓練の計画 に関すること。 3 消防水利変更等の処理に 関すること。 4 開発行為に係る協議及び 調整に関すること。 5 消防資器材の総括に関す ること。 6 救助統計に関すること。 7 緊急消防援助隊の運用に		軽易な もの 軽易な もの ○ 軽易な もの ○ 軽易な	重要な もの 重要な もの 重要な もの 重要な
-----	---	--	--	--

	関すること。		もの	もの
	8 国民の保護に関する計画の実施調整に関すること。		軽易なもの	重要なもの
	9 支援隊の運用に関すること。		○	
	10 所属職員の旅行等の届出に関すること。		○	
	11 日誌に関すること。		○	

別表第1 消防本部の表通信指令課の項中「防災等」を「災害等」に、「救急医療情報」を「災害情報等の案内」に改める。

別表第1 消防署の表を次のように改める。

専決事項	決裁区分			
	担当主幹 (指揮司令・分遣所長)	指揮隊長 (分署長)	副署長	署長
1 火災、救急、救助その他の災害出動報告に関すること。		軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの
2 専用公印の管守に関すること。			○	
3 消防相談に関すること。		軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの
4 警防調査に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの
5 消防、救急及び救助技術の指導及び訓練に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの
6 火災予防対策の推進に関すること。	極めて軽易なもの	軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの

7 消防関係法令の規定に基づく届出、申請等に関する こと。	もの 極めて 軽易な もの	軽易な もの	重要な もの	の
8 防火対象物等の査察に関する こと。	極めて 軽易な もの	軽易な もの	重要な もの	特に重 要なも の ○
9 消防関係法令に基づく法 令違反の処理に関するこ と。				
10 火災の原因及び損害の調 査に関すること。			軽易な もの	重要な もの
11 各種災害の記録等に関す ること。	極めて 軽易な もの	軽易な もの	重要な もの	特に重 要なも の
12 り災及び救急搬送の証明 に関すること。			○	
13 車両及び資器材の管理に 関すること。	極めて 軽易な もの	軽易な もの	重要な もの	特に重 要なも の
14 所属職員の旅行等の届出 に関すること。 (1) 副署長 (2) 指揮隊長、分署長、担 当副参事、分遣所長 (3) 指揮司令、担当主幹 (4) 上記以外の職員				○
15 日誌に関すること。 (1) 消防署の日誌 (2) 分署の日誌 (3) 分遣所の日誌	○	○	○	
16 時間外勤務の命令及び休	○			

暇に関すること(分遣所の分遣所長以外の職員に限る。)				
17 津市消防団津方面団との連絡調整に関すること(中消防署に限る。)		軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの

別表第1 消防署の表の次に次のように加える。

消防総務課

専決事項		決裁区分		
		担当主幹	室長	消防次長
企画調整室	1 消防力に係る計画の推進及び調整に関すること		軽易なもの ○	重要なもの
	2 消防統計に関すること。			
	3 広報の企画、立案及び調整に関すること。		軽易なもの ○	重要なもの
	4 報道機関との連絡調整に関すること。			
	5 消防音楽隊の指揮監督に関すること。		○	
	6 消防防災指導センターの運営に関すること		軽易なもの ○	重要なもの
	7 日誌に関すること。			

消防課

専決事項		決裁区分		
		担当主幹	室長	消防次長
救急対策室	1 救急業務の企画及び調整に関すること。		軽易なもの	重要なもの
	2 医療機関等との連絡調整に関すること。		軽易なもの	重要なもの
	3 救急資機材の総括に関す		○	

	ること。			
	4 救急統計に關すること。		○	
	5 応急手当の普及啓発に關すること。		○	
	6 普通救命講習等修了証の交付に關すること。		○	
	7 救急カードの交付に關すること。		○	
	8 日誌に關すること。		○	

別表第2中「第6条關係」を「第8条關係」に改める。

別表第3中「第8条關係」を「第9条關係」に改め、同表担当参事の項中「課長」の次に「、室長」を加え、同表担当副参事の項中「課長の」を「課長（室長）の」に、「副署長」を「指揮隊長」に改め、同表組織規則第9条第1項及び訓令第8条第1項に規定する担当主幹の項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「分署長」を「担当主幹」に改め、同表組織規則第9条第1項及び訓令第8条第1項に規定する担当副主幹の項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「別表第3」を「別表第2」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

津市消防本部訓令第 3 号

消防本部

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 3 月 31 日

津市消防長 中 西 秀 輝

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防職員の任免に関する訓令（平成 18 年津市消防本部訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 記載要領の表再任用の項中

「 津市消防吏員に再任用する （ア）に任命する 行政職○級に決定する （ 円）を給する （所属）勤務を命ずる 任期は○年○月○日までとする 」	を	「 津市消防吏員（津市消防職員）に再任用する （ア）に任命する （所属）（イ）を命ずる 行政職○級に決定する （ 円）を給する （所属）勤務を命ずる 任期は○年○月○日までとする 」	に改め、
--	---	---	------

同表兼職の項中「免ずる」を「解く」に改め、同表昇給の項中「定期昇給の場合は、昇給発令通知書による。」を削る。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

津市教育委員会委員長 中 西 智 子

津市教育委員会規則第 1 号

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、安濃事務所にあっては河芸事務所、芸濃事務所及び美里事務所の担当する事務の一部を、白山事務所にあっては一志事務所及び美杉事務所の担当する事務の一部を処理することができる。

別表第 1 生涯学習課の部生涯学習振興担当の項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 学校体育施設開放事業に関すること。

別表第 1 生涯学習課の部公民館事業担当の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

別表第 2 久居事務所の部生涯学習担当の項中第 11 号を第 12 号とし、第 3 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 学校体育施設開放事業に関すること。

別表第 2 各事務所（久居事務所を除く。）の部教育総務担当の項中第 31 号を第 32 号とし、第 21 号から第 30 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(21) 学校体育施設開放事業に関すること。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

津市教育委員会委員長 中 西 智 子

津市教育委員会規則第 2 号

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表小学校印の項及び小学校長印の項中「56」を「55」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市立幼稚園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

津市教育委員会委員長 中 西 智 子

津市教育委員会規則第 3 号

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則（平成 18 年津市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「3 学級」を「2 学級」に改め、同条第 21 号中「4 学級」を「3 学級」に改め、同条第 23 号中「3 学級」を「4 学級」に改め、同条第 27 号及び 29 号中「3 学級」を「2 学級」に改め、同条第 40 号中「4 学級」を「3 学級」に改め、同条第 41 号中「7 学級」を「6 学級」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

津市教育委員会委員長 中 西 智 子

津市教育委員会規則第 4 号

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 校長等は、感染症の予防上、臨時に学校の全部又は一部の休業を行う必要があると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第 7 条第 1 項中「第 54 条の 3 第 1 項」を「第 75 条第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第 19 条」を「第 18 条」に改め、同条第 2 項中「学校保健法施行規則第 19 条」を「学校保健安全法施行規則第 18 条」に改め、同項後段を削る。

第 44 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とし、同項に次の 1 号を加える。

- (8) その他教育委員会が別に定める表簿（職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。）綴

第 44 条第 2 項中「5 年間」の次に「（前項第 8 号の表簿は、別に定める期間）」を加える。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の改正規定は、公布の日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月25日

津市教育委員会委員長 中西 智 子

津市教育委員会規則第5号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第12条の3第1項」を「第24条第1項」に改める。

第7条中「第12条の4」を「第25条」に改める。

第9条第1項中「第27条及び規則第55条」を「第57条（規則第79条において準用する場合を含む。）」に改める。

第10条中「第28条及び規則第55条」を「第58条（規則第79条において準用する場合を含む。）」に改める。

別表学区一覧表1小学校の表成美小学校学区の項中「久居鳥木町」を「久居鳥木町」に改め、同表椋本小学校学区の項中「芸濃町萩野」を「芸濃町萩野」に改め、同表川合小学校学区の項中「一志町みのりが丘」を「一志町みのりヶ丘」に改める。

別表学区一覧表2中学校の表橋南中学校学区の項中「育成小学校学区」を「育生小学校学区」に改める。

第11号様式の1及び第11号様式の2を次のように改める。

第11号様式の1(第15条関係)

幼稚園幼児指導要録(学籍に関する記録)

区分 \ 年度	年度	年度	年度
学 級			
整理番号			

幼 児	ふりがな 氏 名			
	生年月日	年 月 日生	性別	
	現住所			
保護者	ふりがな 氏 名			
	現住所			
入 園	年 月 日	入園前の 状 況		
転 入 園	年 月 日			
転・退園	年 月 日	進学先等		
修 了	年 月 日			
幼 稚 園 名 及び所在地				
年度及び入園(転入園)・ 進級時の幼児の年齢		年度 歳 箇月	年度 歳 箇月	年度 歳 箇月
園 長 氏名 印				
学級担任者 氏名 印				

幼稚園幼児指導要録(指導に関する記録)

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期の見通しとして設定したものを記入
個人の重点：一年間を振り返って、当該幼児の指導について特に重視してきた点を記入
指導上参考となる事項：

- (1) 次の事項について記入すること
- ① 1年間の指導の過程と幼児の発達の姿について以下の事項を踏まえ記入すること。
- ・幼稚園教育要領第2章「ねらい及び内容」に示された各領域のねらいを視点として、当該幼児の発達の実情から向上が著しいと思われるもの。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
 - ・幼稚園生活を通して全体的、総合的に捉えた幼児の発達の姿。
- ② 次の年度の指導に必要と考えられる配慮事項等について記入すること。
- (2) 幼児の健康の状況等指導上特に留意する必要がある場合等について記入すること。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

津市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

津市教育委員会委員長 中西 智 子

津市教育委員会規則第 6 号

津市学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

津市学校体育施設の開放に関する規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「スポーツ活動」を「生涯学習活動等」に改める。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（運營業務の委託）

第 3 条 教育委員会は、施設の円滑かつ効率的な利用を図るため、次に掲げる業務を委託することができる。

- (1) 施設の利用の登録に関すること。
- (2) 施設の利用許可の申請に関すること。
- (3) 施設の利用日時の調整に関すること。
- (4) 次条の管理員（第 5 条の規定により管理員に係る業務を委託する場合にあっては、当該業務を受託する者）に必要な指示を与えること。
- (5) その他施設の利用に関すること。

（管理員）

第 4 条 教育委員会は、施設の利用に伴う管理業務を行わせるため、施設に管理員を置くことができる。

第 5 条の見出しを「（管理員に係る業務の委託）」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 2 項中「運営委員会」を「教育委員会」に改める。

第 7 条中「各週につき 3 日の範囲内で運営委員会」を「学校長が学校教育に支障がないと認める範囲で教育委員会」に改め、同条ただし書を削る。

第 8 条中「運営委員会」を「学校長」に改める。

第 9 条から第 11 条までの規定中「運営委員会」を「教育委員会」に改める。

第 14 条を削り、第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を第 15 条とする。

第 1 号様式の規定中「（あて先）津市立（名称）学校体育施設利用運営委員会」を「（あて先）津市教育委員会」に、

主な活動内容		を
--------	--	---

主な活動内容		に
会員からの会費等の徴収	無 ・ 有 （ 1 箇月 円）	

改める。

第 2 号様式の規定中「（あて先）津市立（名称）学校体育施設利用運営委員会」を「（あて先）津市教育委員会」に改める。

第 3 号様式の規定中「津市立（名称）学校体育施設利用運営委員会」を「津市教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市学校体育施設の開放に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後における登録及び申請について適用し、施行日前の登録及び申請については、なお従前の例による。

津市教育委員会訓令第1号

教育委員会

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月16日

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

津市教育委員会事務局処務規程（平成18年津市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表事務局の表人権教育課の項中

「	3	人権教育主事の派遣に関する事。		○		
	4	教育集会所の使用許可に関する事。		○		」を

「	3	教育集会所の使用許可に関する事。		○		」に改める。
---	---	------------------	--	---	--	--------

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

津市教育委員会訓令第 2 号

教育委員会

津市立の学校職員の結核症の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 3 月 19 日

津市教育委員会教育長 中 野 和 代

津市立の学校職員の結核症の管理に関する規程の一部を改正する訓令
津市立の学校職員の結核症の管理に関する規程（平成 18 年津市教育委員会
訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、
「第 13 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成22年3月23日

津市教育委員会

委員長 中西 智 子

- 1 招集の日時 平成22年3月24日（水）午後4時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
 - （1）津市教育委員会事務局組織規則の一部の改正について
 - （2）津市教育委員会公印規則の一部の改正について
 - （3）津市立幼稚園則の一部の改正について
 - （4）津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について
 - （5）就学等に関する規則の一部の改正について
 - （6）津市学校体育施設の開放に関する規則の一部の改正について
 - （7）平成22年度学校教育推進計画（案）について
 - （8）芸濃地域における小学校の統廃合について

津市選挙管理委員会告示第35号

平成22年3月31日開催の津市選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、津市選挙管理委員会規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第11号）第2条第3項の規定により告示する。

平成22年3月31日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- 1 氏 名 坂 口 賢 次
- 2 住 所 津市半田523番地4

津市選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を津市選挙管理委員会委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理すべき者に指定したので、津市選挙管理委員会規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第11号）第3条第2項の規定により告示する。

平成22年3月31日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1 氏 名 鈴木 捷 功

2 住 所 津市河芸町北黒田82番地

津市選挙管理委員会告示第37号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項に規定する各選挙区における津市農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりであるので同条第5項の規定により告示する。

平成22年3月31日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

第1選挙区	571人
第2選挙区	483人
第3選挙区	387人
第4選挙区	894人
第5選挙区	384人
第6選挙区	484人
第7選挙区	453人
第8選挙区	593人
第9選挙区	431人
第10選挙区	567人
第11選挙区	517人

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

津市公平委員会委員長 西 川 源 誌

津市公平委員会規則第 1 号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成 18 年津市公平委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「（防災危機管理室長及びスポーツ・文化振興室長を含む。）」及び「、室次長」を削り、「室長、担当副参事」を「担当副参事、地域支援員」に、「事務局次長、学生部長」を「事務局次長、大学総務課長、学生部長」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。